

令和5年第1回月形町議会定例会 1日目（3月7日）

会議に付した事件は次のとおりである。

- 議案第1号 令和4年度月形町一般会計補正予算（第7号）
- 議案第2号 令和4年度月形町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）
- 議案第3号 令和4年度月形町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）
- 議案第4号 令和4年度月形町介護保険事業特別会計補正予算（第4号）
- 議案第5号 令和4年度月形町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
- 議案第6号 令和4年度国民健康保険月形町立病院事業会計補正予算（第5号）
- 議案第7号 月形町職員定数条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第8号 月形町個人情報保護に関する法律施行条例の制定について
- 議案第9号 月形町情報公開・個人情報保護等審査会条例等の一部を改正する条例の制定について
- 議案第10号 月形町篠津開拓婦人ホーム条例を廃止する条例の制定について
- 議案第11号 月形町昭栄会館条例の制定について
- 議案第12号 月形町総合振興計画等審議会条例の制定について
- 議案第13号 月形町商工振興事業補助金交付条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第14号 月形町地域公共交通活性化協議会設置条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第15号 月形町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第16号 月形町太陽光発電事業と地域との共生に関する条例の制定について
- 議案第17号 月形町道路占用料条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第18号 月形樺戸博物館条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第19号 町道路線の認定について
- 議案第20号 公の施設に係る指定管理者の指定について【月形町民保養センターほか】
- 議案第21号 公の施設に係る指定管理者の指定について【月形町つち工房】
- 議案第22号 和解及び損害賠償額の決定について
- 議案第23号 令和5年度月形町一般会計予算
- 議案第24号 令和5年度月形町国民健康保険事業特別会計予算
- 議案第25号 令和5年度月形町農業集落排水事業特別会計予算

令和5年第1回月形町議会定例会 1日目（3月7日）

議案第26号 令和5年度月形町介護保険事業特別会計予算

議案第27号 令和5年度月形町後期高齢者医療特別会計予算

議案第28号 令和5年度国民健康保険月形町立病院事業会計予算

- **議長 金子 廣司** ただ今の出席議員は7人です。定足数に達しておりますので、会議は成立いたしました。

ただ今から、令和5年第1回月形町議会定例会を開会いたします。

(午前10時00分開会)

直ちに本日の会議を開きます。

(午前10時00分開議)

議事日程第1号はお手元に配付のとおりであります。

◎ 日程1番 会議録署名議員の指名

- **議長 金子 廣司** 日程1番 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員の指名は、会議規則第127条の規定により議長において

大 釜 登 議員

松 田 順 一 議員

の両名を指名いたします。

◎ 日程2番 会期の決定

- **議長 金子 廣司** 日程2番 会期の決定を議題といたします。

先に、議会運営委員会委員長から、去る2月24日開催の議会運営委員会での本定例会の運営について、報告の申し出がありましたので、これを許します。

- **議長 金子 廣司** 議会運営委員会 東出善幸委員長、報告願います。

- **議会運営委員会委員長 東出 善幸** 議長の許可をいただきましたので、令和5年第1回定例会の運営について、去る2月24日に議会運営委員会を開催いたしましたので、その協議結果をご報告いたします。

当日は、議長の出席をいただき、副町長の出席を求め、今定例会に提案される議案等の説明を受け、日程及び運営について、それぞれ協議をいたしました。

はじめに会期についてであります。本定例会に提案されている議案は、議会提案として、予算特別委員会報告、発議、意見案、会議案を予定し、町長提案は、令和4年度各会計補正予算、一般議案、令和5年度町政執行方針並びに教育行政執行方針、令和5年度各会計予算及び予算関連議案であります。

これらを踏まえ、本定例会の会期は、本日7日から3月20日までの14

令和5年第1回月形町議会定例会 1日目（3月7日）

日間とすることにいたしました。

次に、一般質問についてであります。3月14日の1日間を予定し、通告期限は3月8日の正午までとしております。

一般質問の質問回数は原則4回までですので、十分に守っていただきたいと思っております。その他は会議規則に基づいて行いますので、活発な議論をお願いいたします。

なお、執行方針に対する質疑は一般質問に含めて行います。

次に、議案等の審査要領についてであります。町長提案のうち、令和5年度各会計予算6件及び予算関連議案7件の議案につきましては、一括提案とし、議長を除く全議員による予算特別委員会を設置し、これに付託し、休会中の審査とすることにいたしました。

次に、本日、予算特別委員会を開催し、正副委員長の選任、審査日程等の協議を行い、3月15日から開催される予算特別委員会で、各課長等から説明を受け、質疑を行っていただくこととなりますが、日程については精力的に進めていただくことをお願いいたします。

なお、議員の質疑及び町側の答弁につきましては簡潔明瞭にされ、議事運営に特段のご協力をお願いいたします。

最後に、今議会においても新型コロナウイルス感染症予防対策として、説明員の人数を制限しておりますので、ご理解をお願いいたします。

以上であります。

- **議長 金子 廣司** 以上で議会運営委員会委員長の報告を終わります。
お諮りいたします。本定例会の会期は、ただ今、議会運営委員会委員長から報告のとおり、本日3月7日から3月20日までの14日間にしたいと思います。これにご異議ございませんか。（「異議なし」の声あり）
- **議長 金子 廣司** 異議なしと認め、会期については、本日7日から3月20日までの14日間とすることに決定いたしました。

◎ 日程3番 諸般の報告

- **議長 金子 廣司** 日程3番 諸般の報告を行います。議長会務報告・例月出納検査結果報告については、お手元に配付のとおりでありますので、ご覧願います。

次に、まちづくり常任委員会の閉会中における所管事務調査報告がありますので、委員長の報告を求めます。

- **議長 金子 廣司** まちづくり常任委員会 我妻 耕委員長、報告願います。
- **まちづくり常任委員会委員長 我妻 耕** まちづくり常任委員会の令和

令和5年第1回月形町議会定例会 1日目（3月7日）

4年度所管事務調査について、会議規則第77条の規定により報告いたします。

令和4年度のまちづくり常任委員会所管事務調査については、年度当初において調査事項の年間計画を策定し、総務課所管2件、企画振興課所管2件、住民課所管3件、保健福祉課所管2件、農林建設課所管3件、教育委員会所管2件及び町立病院所管2件の計16件の調査項目を調査しております。

所管事務調査の方法としては、担当課と調整のうえ、各調査項目の現状及び課題を説明してもらい、町としての今後の取組の推進や方向性の確認などを行い、常任委員会の中での質疑等を通して、各調査項目の把握に努めてまいりました。

今回、調査した項目の中から、特筆すべき調査事項について3点ほど、私からの所見をご報告いたします。

最初に、企画振興課所管事務の「ふるさと納税推進事業について」の調査であります。寄附者に対する寄附の使い道については、ホームページに掲載しているものの、詳細は掲載しておらず、実施した事業等の報告をしているとのことであります。寄附者は個々に月形町に納税してくれたわけであり、その個々に対してどう対応していくかが大切で、月形町と繋がった縁によるリピーター、応援者になるのではないかと。月形町にとっては大切な宝であるとの意識で、対応・分析することが、今後のふるさと納税事業にとって重要なことであります。

また、町外事業者が生産、開発する商品の販売先となる町内事業者の確保が難しく、新たな商品開発が行えない現状となっているとのことで、販売方法などの検討や新規開拓など町内の農商工それぞれの団体や個人とともに行政も積極的に関わり、一致して取り組まなければいけない時期に来ていると考えるところです。

次に、農林建設課所管事務の「農作物の生産・生育状況について」の調査であります。今回の調査で、かなり強く質問されたのが、不安を抱える農業者の説明会に関わる農業諸団体の出席を求めるものであります。同時にこのことは月形町の農業の未来を、農業諸団体と行政が数字をもって話し合うことをしていないことへの質問にもつながるものであります。

農業者が少なくなったとはいえ、まだまだ多彩さを誇る月形の農業を、足腰の強いものにし、手遅れにならぬよう農業協同組合や土地改良区、農業委員会、農民連盟など農業諸団体や業者と月形町で構成される月形町農業再生協議会が、更なる連携をもって取り組んでいただくことを望むものであります。

最後に、「財政状況について」の調査であります。今回、令和3年度から令和12年度までの10年間の月形町の財政状況について説明を受けたとこ

令和5年第1回月形町議会定例会 1日目（3月7日）

ろであります。

人口減少や今後の交付税算定基準の改正等先が見通せない中で、保養センター、宿泊施設、道の駅、地域拠点施設の整備、そして、義務教育学校の設置など、町長の取り組みもうとしている主要事業は目白押しであります。それに加え、公共施設の維持補修も増えてきています。同時に、町民が希望を持ち、安心して暮らせることは、町長も議会も願いは一緒であります。その両立という厳しい財政運営になるとは思いますが、各事業を精査しながら、国等の補助金に関する情報の確実な収集、国の地方財政政策や交付税制度に注視し、月形町の財政運営、各事業の遂行につなげることを望むものであります。

以上、特筆すべき事項及びそれ以外の調査内容及び結果については、配付済みの報告書に記載のとおりでありますので、ご確認をお願いいたします。

以上、まちづくり常任委員会所管事務調査の報告といたします。

終わりにあたりまして、今年度の常任委員会に対しまして、事前の打合せ、常任委員会当日に出席された担当者の方々、併せて、報告書の作成等に携わられた担当課の方々に感謝を申し上げます。

また、今期4年間、つつがなくまちづくり常任委員会を行えたことに対しましても、関わられた職員の方々全てに対しまして重ねて感謝を申し上げます。ありがとうございました。

以上で終わります。

○ 議長 金子 廣司 以上をもって、まちづくり常任委員会所管事務調査報告といたします。

○ 議長 金子 廣司 以上で諸般の報告を終わります。

◎ 日程4番 行政報告

○ 議長 金子 廣司 日程4番 行政報告を行います。行政報告については、お手元に配付のとおりでありますので、ご覧願います。

○ 議長 金子 廣司 以上で行政報告を終わります。

◎ 日程5番 議案第20号 公の施設に係る指定管理者の指定について【月形町民保養センターほか】、日程6番 議案第21号 公の施設に係る指定管理者の指定について【月形町つち工房】、日程7番 議案第22号 和解及び損害賠償額の決定について、日程8番 議案第1号 令和4年度月形町一般会計補正予算（第7号）

○ 議長 金子 廣司 日程5番 議案第20号 公の施設に係る指定管理者の指定について【月形町民保養センターほか】、日程6番 議案第21号 公の施設に係る指定管理者の指定について【月形町つち工房】、日程7番 議案

令和5年第1回月形町議会定例会 1日目（3月7日）

第22号 和解及び損害賠償額の決定について、日程8番 議案第1号 令和4年度月形町一般会計補正予算（第7号）は、関連がありますので、一括議題といたします。

提出者の説明を求めます。

- 議長 金子 廣司 副町長。
- 副町長 堀 光一 議案書307ページをお開き願います。ただ今、議題となりました議案第20号 公の施設に係る指定管理者の指定について、ご説明申し上げます。このことにつきましては、地方自治法第244条の2第3項の規定により、公の施設に係る指定管理者を次のとおり指定したいので、同条第6項の規定による議会の議決を求めるものであります。1 指定管理者に管理を行わせる公の施設は、月形町民保養センターほか6施設でありまして、その名称及び所在地は記載のとおりであります。なお、(7)月形町つち工房であります。指定管理を行わせるのは、つち工房の一部でありまして、概ね北農沢川から北側のエリアとなります。残りのつち工房のエリアにつきましては、この後、議題となっております議案第21号の公の施設に係る指定管理者の指定でお諮りするものであります。2 指定管理者となる団体の名称及び住所は、株式会社月形町振興公社 樺戸郡月形町1219番地、3 指定の期間は、令和5年4月1日から令和6年3月31日までの1年間であります。指定管理者の指定の理由等ではありますが、指定管理者となる団体は、町内に住所を有する町が全額出資している法人であり、現に当該公の施設の指定管理者となり、町内外の利用者へ安定したサービスを提供していること、また、当該公の施設の現状や課題等を十分把握していることから、当該指定管理者が引き続き管理を行うことにより、これまで同様のサービスの提供及び事業効果が期待できるところであります。こうしたことから、月形町公の施設に係る指定管理者の指定の手続き等に関する条例及び条例施行規則に則りまして、公募によらず指名により現指定管理者からの申請を受け、内容の審査を行い候補者に選定し、今回提案させていただいたものであります。なお、指定の期間を1年間といたしますのは、管理を行わせる施設のうち、町民保養センター等の改修工事を令和5年度に着手、令和6年度完了と計画しているところでありまして、施設改修の期間や施設改修後の運営方針等が明確になっていない中であっては、長期間にわたる指定管理は適当ではありませんので、単年度の期間としたところあります。以上で説明を終わります。

続きまして、議案書309ページをお開き願います。議案第21号 公の施設に係る指定管理者の指定について、ご説明申し上げます。このことにつきましては、議案第20号と同じく公の施設に係る指定管理者を指定したい

令和5年第1回月形町議会定例会 1日目（3月7日）

ので、議会の議決を求めるものであります。1 指定管理者に管理を行わせる公の施設は、月形町つち工房の一部でありまして、概ね北農沢川から町民保養センター等との間にある鉄骨温室4棟、倉庫、管理棟、露地畑であります。2 指定管理者となる団体の名称及び住所は、株式会社ユニティファーム 樺戸郡月形町3892番地。3 指定の期間は、令和5年4月1日から令和10年3月31日までの5年間であります。つち工房の指定管理であります。指定管理の考え方や指定管理者の募集につきましては、昨年10月に議会全員協議会におきまして、説明をさせていただいております。その後、要件を付しまして公募を行ったところ、農業法人で農地所有適格化法人である株式会社ユニティファーム1社からの応募申請がありました。施設の基本的な管理運営方針につきましては、町内外の方に農業への理解を深めてもらうよう鉄骨温室や露地畑で農作物を栽培し、見学や収穫体験等ができる場にするるとともに、管理棟では、つち工房のとれたて野菜や月形産米のお米、おにぎり等の販売を行うこととするものでありまして、将来的には観光農園的なものとして充実させていきたいという考えでもあります。これらを町の選定基準に照らして審査をした結果、施設の効用を効果的に発揮させるものであること、管理を安定して行う能力を有するものであること等が認められるため、指定管理者の候補者として選定し、今回提案させていただいたものであります。なお、指定の期間につきましては、当初は管理運営するに当たって必要な設備の導入のほか、管理体制づくりにも一定の期間が必要であることを考慮いたしまして、段階的に指定管理を充実させていくため、指定の期間を5年間とするものであります。以上で説明を終わります。

続きまして、議案書311ページをお開き願います。議案第22号 和解及び損害賠償額の決定について、ご説明を申し上げます。このことにつきましては、地方自治法第96条第1項第12号及び第13号の規定により、月形町営住宅特定公共賃貸住宅こすもす団地漏水事故に関し、次のとおり和解し、損害賠償の額を定めることについて議会の議決を求めるものであります。

1 相手方は記載のとおりであります。2 損害賠償額は、56,364円、次に説明順番が変わりまして、4 漏水事故の概要であります。細部にわたりましては先月の議会全員協議会におきまして説明をさせていただいておりますので、概要をお話しいたします。令和4年1月12日午後10時40分頃、こすもす団地A棟3階において、入居者である相手方の流し台の不適切使用と町の上水道止水装置の管理不行き届きによる共同不法行為に起因する漏水が発生し、同室の床並びに2階の居室及び入居者の家財に損害を与えたものであります。3 和解の内容であります。3点ございます。1点目、町は、相手方に対し、損害賠償金として56,364円を令和5年3月31

令和5年第1回月形町議会定例会 1日目（3月7日）

日までに支払う。2点目、相手方は町に対し、損害賠償金として865,773円を令和5年5月31日までに支払う。3点目、町と相手方は1点目、2点目に定めるほか、債権債務のないこと及び今後本件に関し異議の申立て等を一切しないことを相互に確認する。以上、3点でございます。

続きまして、312ページ、5 事故の過失割合及び賠償額についてであります。今ほど申しあげました和解の内容の基礎となるものでありまして、事故の過失割合は、本町30%、相手方70%とし、それぞれ町及び第三者の損害に対し、その過失割合に応じた賠償を行うこととします。これによりまして、第三者の損害額187,879円に対する町の賠償額は56,364円、相手方の賠償額は131,515円とします。また、こすもす団地A棟2室の修繕費1,236,819円に対します町の賠償額は371,046円、相手方の賠償額は865,773円とします。以上で説明を終わります。

続きまして、議案書3ページをお開き願います。議案第1号 令和4年度月形町一般会計補正予算（第7号）について、ご説明申し上げます。第1条ですが、補正予算第7号は、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ3,881万9,000円減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ43億3,118万1,000円とするものであります。また、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は4ページから7ページの第1表 歳入歳出予算補正によるものであります。

本補正予算につきましては、年度末に当たり、事務事業費の確定や執行見込額の精査並びに歳入調定額等の精査を行っての予算の整理でありまして、主に新型コロナウイルス感染症の流行に伴う事務事業の中止、縮減などによる経費減額のほか、業務委託料や工事請負費などの執行残による減額を行うものであります。主にはそのようなものですが、今回、JR北海道からの札沼線鉄道施設撤去委託金の基金への積立て、新型コロナウイルス感染症対策として福祉入所施設支援金及び町立病院従事者医療支援金の給付、北海道市町村備荒資金組合への積立金等新たな予算も計上しているところでございます。

それでは、事項別に主なものについてご説明をいたします。46ページをお開きください。はじめに、歳出です。1款 議会費 1項 議会費 1目 議会費、補正額394万6,000円の減額です。次に、48ページ、2款 総務費 1項 総務管理費 1目 一般管理費216万5,000円の減額です。2目 職員給与費1,066万5,000円の減額でありまして、説明欄、一般職給与費1,054万7,000円の減額でございますが、一般

令和5年第1回月形町議会定例会 1日目（3月7日）

職の給料につきましては、年度当初に予定をしておりました職員の採用が叶わなかったこと、それに加えて、年度途中で退職者が発生するなどしまして、それが不補充となっていることなどが減額の主な要因でございます。次に、50ページです。3目 企画費、補正額905万4,000円増額です。説明欄、中段、ふるさと納税推進事業2,680万円の減額でございます。ふるさと納税の寄附金額ですけれど、当初予算を下回る見込みをしておりまして、補正予算歳入で減額を行おうとしております。このため、連動してふるさと納税納付金記念品いわゆる返礼品など関係経費を減額するものでございます。その下、日常生活機能対策事業5,579万4,000円増額いたしますが、そのうちの日常生活機能対策ハイヤー事業につきましては、昨年4月からスタートさせました定額ハイヤー事業「おでかけハイヤー」でございますけれど、この利用が好調に推移しておりまして、当初予算120万円では納まらないことから、今回23万8,000円増額をさせていただくものです。その下、札沼線代替輸送事業等基金積立金につきましては、本町とJR北海道の間で本町が受託する鉄道施設物の撤去工事の費用が双方間で合意をされておりますことから、本町に支払われます工事費用総額6億1,095万1,000円のうち、令和4年度に支払われる額5,671万6,000円を基金に積み立てるよう予算計上をするものでございます。次に、53ページ、説明欄、鉄道敷地整備事業1,769万2,000円減額のうち、JR施設撤去工事でございますが、この工事費につきましては、軌道撤去箇所数の減少に合わせて入札執行によります減額でございまして、1,598万7,000円減額をするものでございます。52ページ、4目 情報推進費20万3,000円減額、5目 広報広聴費191万9,000円減額、6目 財政管理費46万6,000円減額、7目 会計管理費50万7,000円減額。続きまして、54ページ、8目 財産管理費263万3,000円減額、9目 交通安全費31万1,000円減額、2項 徴税費 1目 税務総務費18万5,000円減額、2目 賦課徴収費83万7,000円減額。続きまして、56ページ、3項 戸籍住民基本台帳費 1目 戸籍住民基本台帳費482万7,000円減額、4項 選挙費 1目 選挙管理委員会費11万8,000円減額、2目 参議院議員選挙費99万8,000円減額、5項 統計調査費 1目 統計調査費7万1,000円減額。続きまして、58ページ、6項 監査委員費 1目 監査委員費8万2,000円減額。

続きまして、60ページです。3款 民生費 1項 社会福祉費 1目 社会福祉総務費1,807万5,000円減額、説明欄、中段、補助金として福祉施設等就労定着資格取得支援助成事業23万円増額をするものでござい

令和5年第1回月形町議会定例会 1日目（3月7日）

ますけれど、本年度の補助金交付の見込みが7件ございまして、35万円となる見込みでございます。既存予算を23万円上回る見込みから補正をさせていただくものでございます。続きまして、62ページでございます。説明欄、中段ですが、にこにこ生活応援事業（低所得者世帯分）531万6,000円減額でございますが、70歳以上の高齢者世帯と障がい者世帯に1世帯当たり1万2,000円を給付する事業でございます。この対象者、申請者数が見込みに達しなかったための減額であります。その下、福祉入所施設感染対策・雇用維持支援事業330万円の増額をさせていただきますが、冒頭、申しあげました福祉施設への支援金でございます。町内の福祉関係施設全てにおいて令和4年度新型コロナウイルスのクラスターが発生いたしました。そうした中で、施設職員の皆さんにおかれましては、肉体的、精神的負担が重くのしかかってきたところでありまして、施設内の更なる感染対策強化と雇用の維持を図るため、各福祉施設に支援金を交付するものであります。交付金の額につきましては、対象施設の入所定員1人当たり1万円としまして、5つの施設で合計330万円とするものでございます。今ほど説明いたしましたにこにこ生活応援事業、福祉入所施設への支援金につきましては、新型コロナウイルス感染症対策経費として地方創生臨時交付金を財源とさせていただきます。

説明欄、電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金給付事業、住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付交付金850万円の減額でございます。昨年10月に予算補正をさせていただきました全額国費の事業でございますが、低所得者等に対しまして1世帯当たり5万円を給付する事業、対象世帯を800世帯見込んでございましたけれど、対象者及び申請者数が見込みに達しませんでした。850万円を減額するものでございます。次に、2目 老人福祉費1,420万1,000円の減額でございます。64ページをお開きいただきたいと思います。65ページ、説明欄、介護保険事業特別会計繰出金につきましては、901万6,000円減額をするものでございます。64ページに戻っていただき、3目 国民年金費3万7,000円減額、2項 児童福祉費 1目 児童福祉総務費906万円減額。

続きまして、68ページでございます。4款 衛生費 1項 保健衛生費 1目 保健衛生総務費2,633万2,000円減額、説明欄、病院事業会計繰出金3,130万8,000円。負担金の減額でございます。町立病院事業におきましては、入院、外来ともに収益の増収を見込んでおりまして、このことを主として一般会計からの繰出金を減額するものでございます。その下、国民健康保険事業特別会計繰出金497万6,000円増額をいたしますが、国民健康保険税の軽減対象者が増額したことなどによりまして、一

令和5年第1回月形町議会定例会 1日目（3月7日）

般会計の負担分が増額となるものでございます。68ページに戻っていただき、2目 予防費181万8,000円増額でございます。次に、71ページ、説明欄、上段、出産・子育て応援交付金125万円の増額でございます。この交付金事業ですけれども、妊娠期から出産・子育てまでの伴走型の相談支援と経済的支援を行うものでございまして、妊娠期における出産応援交付金5万円の給付、出産後、子育て期における子育て応援交付金5万円を給付するもので、令和4年4月1日に遡って行うものでございます。この事業の財源は、国が6分の4、北海道と本町がそれぞれ6分の1を負担するもので、今回の予算計上は出産応援交付金17名分、子育て応援交付金8名分であります。その下、感染者受入医療施設従事者慰労事業625万円の増額をする事業がありますが、これにつきましても、冒頭、申しあげました町立病院への従事者の慰労金の事業でございます。町立病院におきましては、感染リスクが高まるコロナ感染患者の受入れを令和4年度行っておりまして、数回のクラスターが発生する中、医療従事者、職員等の心身が疲弊して、それに耐えながら業務を行ってきているところでございます。このような状況の下で、町立病院が地域医療サービスの提供を続けていけるということに町立病院で従事をしていただいている皆さんに感謝をしまして、慰労金を支給することとするもので、その経費を町が負担するものでございます。支給対象と金額は、町立病院の医療従事職員や事務職員1人当たり10万円、町立病院の委託業務の従事者1人当たり5万円を基礎として支給をするものでございまして、総額は625万円でございます。この事業の財源は、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を財源として行うものでございます。続きまして、70ページ、3目 環境衛生費82万6,000円減額、次に、72ページ、4目 医療給付費、財源振替でございます。5目 保健センター費33万2,000円減額、2項 清掃費 1目 清掃総務費65万5,000円減額、2目 塵芥処理費236万円減額。

次に、74ページ、5款 労働費 1項 労働諸費 1目 労働諸費12万5,000円減額、次に、76ページ、6款 農林水産業費 1項 農業費 1目 農業委員会費70万4,000円減額、2目 農業振興費646万7,000円減額、次に、78ページ、3目 畜産業費9,000円減額、4目 農地費163万7,000円減額。79ページ、説明欄、下段、月形地区基幹水利施設管理事業省エネルギー化推進対策補助金317万7,000円増額ですが、電力料金等が高騰する中にありまして、この影響を緩和するため、省エネルギー化・コスト削減の取組に対しまして、土地改良区に交付するものでございまして、財源は全額国費でございます。次に、78ページに戻っていただき、2項 林業費 1目 林業振興費524万6,000

令和5年第1回月形町議会定例会 1日目（3月7日）

円減額。

82ページです。7款 商工費 1項 商工費 1目 商工業振興費421万6,000円減額、2目 観光費400万8,000円減額でございます。説明欄、地域おこし協力隊事業395万3,000円減額があります。地域おこし協力隊は、当初4月から予定をしておりましたが、実際に着任したのが3月1日でございます。月形町振興公社において用務に当たることとしておりますが、着任が遅くなったということで、経費を減額するものでございます。82ページに戻っていただき、3目 ふるさと公園費188万1,000円減額。

84ページです。8款 土木費 1項 土木管理費 1目 土木総務費5,000円減額、2項 道路橋梁費 1目 道路維持費368万1,000円減額、2目 道路新設改良費137万7,000円減額、3目 橋梁維持費1,189万9,000円減額、4目 除雪対策費435万6,000円増額、説明欄、町道及び公共施設除排雪業務711万9,000円増額するものでございます。この711万9,000円を増額すると見込んだ時点は、本年のこの補正予算を作る1月下旬でございます。現時点では、この増額内で収まるものと見込んでおります。84ページに戻っていただき、3項 河川費 1目 河川総務費6,000円減額。次に、86ページ、4項 住宅費 1目 住宅管理費944万9,000円減額、説明欄、町営住宅管理経費のうち、町営住宅事故損害賠償金5万7,000円を増額するもので、議案第22号で説明を申し上げました、こすもす団地の漏水事故による第三者の損害額のうち、町の賠償額でございます。この賠償金につきましては、全額損害賠償保険金を見込んでおります。

次に、88ページ、9款 消防費 1項 消防費 1目 消防費1,030万9,000円減額、2目 防災費1億2,856万6,000円増額、説明欄、下段、北海道市町村備荒資金組合への負担金1億2,970万円でございます。令和4年度の一般会計の決算見込みを立てましたところ、余剰金の中で一部を北海道市町村備荒資金組合に積立てできると、その額が1億2,970万円でございますが、その余剰金の一部を積み立てるということで、1億2,970万円の増額でございます。なお、この積立てにつきましては、備荒資金組合における超過納付金として積み立てるものでございます。

次に、90ページ、10款 教育費 1項 教育総務費 1目 教育委員会費2万7,000円減額、2目 事務局費2万9,000円増額、3目 教育振興費851万2,000円減額、教育振興費の説明欄、中段、補助金、修学旅行等キャンセル料補助金1万3,000円を計上させていただいております。昨年ですが、月形中学校の修学旅行の直前に1名の生徒が新型コロナ

令和5年第1回月形町議会定例会 1日目（3月7日）

ナウイルスに感染いたしましたして、旅行の参加を取り止めざるを得ないことになりました。その取り止めに当たってキャンセル料が生じたところでありますが、このキャンセル料を町が全額負担するということでの予算計上でございます。次に、92ページ、2項 小学校費 1目 学校管理費31万6,000円減額、3項 中学校費 1目 学校管理費204万円減額、次に、94ページ、4項 社会教育費 1目 社会教育総務費275万5,000円減額、2目 社会教育施設費213万4,000円減額。97ページ、説明欄、博物館整備事業、本田明二ギャラリー新設工事を行いまして、その工事が終わりました。現在の農業研修館2階にそのギャラリーが設置されまして、樺戸博物館は3月20日から開館する予定ですが、そこからご覧いただけることとなります。96ページ、5項 保健体育費 1目 保健体育総務費206万2,000円減額、2目 体育施設費46万円増額、3目 学校給食費242万6,000円減額、98ページです。12款 公債費 1項 公債費 1目 元金27万3,000円増額、2目 利子27万3,000円減額でございます。

議案書18ページをお開きください。続きまして、歳入です。1款 町税 1項 町民税 1目 個人、補正額539万4,000円増額、2目 法人140万7,000円増額、2項 固定資産税 1目 固定資産税328万円増額、3項 軽自動車税 1目 環境性能割1万8,000円減額、2目 種別割23万4,000円減額、4項 町たばこ税 1目 町たばこ税10万3,000円増額、5項 入湯税 1目 入湯税15万2,000円増額、18ページに記載されております町税につきましては、今回合わせて1,008万4,000円増額をするものでございます。続きまして、20ページ、2款 地方譲与税 3項 森林環境譲与税 1目 森林環境譲与税5万4,000円減額、次に、22ページ、10款 地方交付税 1項 地方交付税 1目 地方交付税、補正額2億3,729万5,000円増額、この増額は、普通交付税でございます。普通交付税の当初予算額は、18億5,000万円でございます。次に、24ページ、12款 分担金及び負担金 1項 負担金 1目 民生費負担金6万円減額、3目 農林水産業費負担金486万4,000円減額。次に、26ページ、13款 使用料及び手数料 1項 使用料 1目 総務使用料22万8,000円減額、2目 民生使用料10万2,000円減額、3目 衛生使用料20万8,000円増額、5目 土木使用料109万円減額、6目 教育使用料184万2,000円増額。教育使用料、説明欄、博物館入館料117万6,000円増額をいたします。当初予算の計上額が144万9,000円に達しまして、今回さらに117万6,000円増額いたしますが、令和4年度開館中の入館者が昨年と比べま

令和5年第1回月形町議会定例会 1日目（3月7日）

すとかかなり増加したというものでございます。26ページに戻りまして、2項 手数料 2目 衛生手数料98万3,000円増額、3目 農林水産手数料14万8,000円増額。28ページです。14款 国庫支出金 1項 国庫負担金 1目 民生費国庫負担金127万9,000円減額、2目 衛生費国庫負担金153万円増額、2項 国庫補助金 1目 総務費国庫補助金215万5,000円減額、2目 民生費国庫補助金652万6,000円減額、3目 衛生費国庫補助金132万1,000円減額、4目 教育費国庫補助金6万7,000円増額、3項 委託金 1目 総務費委託金101万9,000円減額、2目 民生費委託金75万5,000円増額、3目 土木費委託金2,000円減額、4目 消防費委託金11万5,000円増額。30ページです。15款 道支出金 1項 道負担金 1目 民生費道負担金233万円減額、2目 衛生費道負担金171万9,000円増額、2項 道補助金 1目 総務費道補助金1万9,000円減額、2目 民生費道補助金17万4,000円減額、3目 衛生費道補助金31万2,000円増額、4目 農林水産業費道補助金138万1,000円増額、5目 商工費道補助金119万6,000円減額、6目 土木費道補助金62万7,000円増額、3項 委託金 1目 総務費委託金5万4,000円減額。32ページです。2目 土木費委託金5万3,000円減額。34ページです。16款 財産収入 1項 財産運用収入 1目 財産貸付収入44万2,000円増額、2項 財産売払収入 1目 不動産売払収入252万1,000円増額、説明欄、土地売払収入として分譲地売払219万7,000円でございます。林間住宅地の一区画をご購入いただいた分でございます。36ページでございます。17款 寄附金 1項 寄附金 1目 一般寄附金175万円増額、2目 総務費寄附金2,650万円減額でございます。説明欄、歳出でも触れましたふるさと納税寄附金、当初2億1,970万円を計上しておりましたが、この補正予算の見込みの時点では、そこから2,680万円ほど減額になるだろうということで、今回減額をさせていただきますが、2月末時点では1億8,009万3,000円でございます。今回減額後の予算までの寄附金も少し難しいかなという見込みになってございます。36ページに戻っていただき、3目 民生費寄附金1万円減額。続きまして、38ページです。18款 繰入金 1項 基金繰入金 1目 財政調整基金繰入金6,778万3,000円減額、2目 ふるさと活性化基金繰入金38万1,000万円減額、3目 青少年健全育成基金繰入金140万円減額、4目 公有財産整備基金繰入金1億5,269万9,000円減額、5目 地域福祉基金繰入金165万2,000円減額、6目 ふるさと納税基金繰入金4,000万円減額、7目 減債基金繰入金2,105万3,0

令和5年第1回月形町議会定例会 1日目（3月7日）

00円減額、8目 札沼線代替輸送事業等基金繰入金1,855万5,000円減額、9目 森林環境譲与税基金繰入金30万円減額。1項 基金繰入金のうち、財政調整基金、公有財産整備基金、減債基金の3つの基金からの繰入金は、全額取り止めることといたします。その額は合わせて2億4,000万円余りでございます。続きまして、2項 特別会計繰入金 1目 介護保険事業特別会計繰入金6,000円増額。40ページです。19款 繰越金 1項 繰越金 1目 繰越金3,084万1,000円増額でございまして、令和3年度の実質収支の額を今回の補正で全額予算化するものでございます。続きまして、42ページです。20款 諸収入 4項 受託事業収入 1目 衛生費受託事業収入16万4,000円減額、2目 農林水産業費受託事業収入2万8,000円増額、5項 雑入 2目 弁償金110万2,000円増額でございます。説明欄、弁償金につきましては、公営住宅の退居に伴います修繕等に要する経費のうち、退居者の責任負担分、退居者が負担を負う分として23万7,000円を歳入で計上させていただくものでございます。その下、町営住宅修繕費用弁償金は、先ほどの議案第22号に係ります、こすもす団地の漏水事故による居室2室の損害のうちの相手方の賠償額を歳入で計上するものでございます。42ページに戻っていただき、4目 給食事業収入74万4,000円減額、5目 雑入、補正額6,279万7,000円増額でございます。説明欄、上段、札沼線代替輸送事業等支援金64万1,000円につきましては、札沼線バスのバスベイ設置工事に伴いまして、電柱の移設をしておりますけれど、その移設経費をJR北海道から追加で交付されるものでございます。中段、公有物件建物災害共済金400万7,000円でございます。これにつきましては、これまでの屋根雪の落雪等で損傷して請求しておりました公共施設の災害共済金でございます。その下、札沼線鉄道施設撤去委託金につきましては、歳出で説明させていただきました。総額うちの令和4年度分の支払われる額5,671万6,000円でございます。続きまして、44ページです。21款 町債 1項 町債 1目 総務債2,560万5,000円減額、2目 民生債100万円減額、3目 衛生債240万円増額、4目 農林水産業債30万円減額、5目 商工債50万円減額、6目 土木債1,130万円減額、7目 教育債530万円減額でございます。

続きまして、8ページをお開きください。補正予算第2条 繰越明許費の補正であります。年度内に支出が終わらない見込みの事業でありまして、翌年度に繰り越して使用できる経費として、第2表 繰越明許費補正のとおり、新型コロナウイルス感染症対策経費（農業用肥料購入支援事業）を追加するものがあります。農業用肥料購入支援事業でございますが、新型コロナウイルス感染

令和5年第1回月形町議会定例会 1日目（3月7日）

症対応地方創生臨時交付金を活用いたしまして、国が行う肥料高騰対策事業の上乗せ事業として実施することとして、補正予算第5号で予算補正をさせていただいたところではありますが、国の事業が令和5年度へ繰越措置されることから、町の事業につきましても連動して翌年度に繰越をするものでございます。

次に、補正予算第3条 債務負担行為の補正であります。これにつきましては、第3表 債務負担行為補正において、先ほど議案第20号及び議案第21号に係る指定管理料を含め15件の業務等を追加、1件の変更、1件を廃止するものであります。

続きまして、9ページから11ページの補正予算第4条 地方債の補正であります。第4表 地方債補正のとおり、事業費及び起債対象経費の確定等により、それぞれ限度額を変更するものであります。以上で議案第20号、議案第21号、議案第22号及び議案第1号の説明を終わります。ご審議の上、議決賜りますようよろしくお願いいたします。

- 議長 金子 廣司 暫時休憩いたします。 (午前11時09分休憩)
- 議長 金子 廣司 休憩前に引き続き会議を再開いたします。 (午前11時15分再開)

- 議長 金子 廣司 ただ今、説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑ございませんか。
- 議長 金子 廣司 松田順一議員。
- 議員 松田 順一 71ページ、先ほど副町長から町立病院の感染者受入医療施設従事者慰労事業625万円増額、慰労金を支給するという事をお聞きしました。オミクロン株になって多くの市町村が大変になったことは記憶に新しいことですが、当初、月形町立病院では、病院の構造上、受入れが難しいのではないかとお話をされていたと思いますが、先ほど言ったようにオミクロン株になってそういうわけにはいなくなったということで、町立病院でも受け入れていただいたということですが、現実に対応してみても、医療従事者からなかなか難しかったという意見はあったのか。そういう意見が、今後、どのように活かされるのか、その辺をお聞きしたいと思います。
- 議長 金子 廣司 病院事務長。
- 病院事務長 高田 恵一 今回、コロナのクラスターですけれど、本年度3回起きました。はじめての病気という形で感染対策等については、職員皆さん苦勞してやっているとございます。以上です。
- 議長 金子 廣司 松田順一議員。

令和5年第1回月形町議会定例会 1日目（3月7日）

- 議員 松田 順一 今、対応して頑張っているところであるというお話を聞きました。周辺町村の病院を見ますと、月形町立病院ばかりでなく、将来来るかもしれない新たな感染症に対応する形で病院を新たにしたいところもあると聞いております。月形町立病院では、その辺のことはまだ考えていないということによろしいですか。
- 議長 金子 廣司 内容が理解できないけれど、今、何を聞こうとしているのか。
- 議長 金子 廣司 松田順一議員。
- 議員 松田 順一 美唄市立病院でも新たに改築することになっていると思うのですが、いわゆる新築する上で、美唄市ばかりでなく他町でも構造的に問題があるなら、今すぐにとということではなく将来的には病院も新たな対応をする必要があるのではないかという意味で聞いたわけです。
- 議長 金子 廣司 新たな対応ということは、増築や改修のことを聞いているのですか。
- 議長 金子 廣司 松田順一議員。
- 議員 松田 順一 はい。
- 議長 金子 廣司 それについては、議案に関係のない質問をしているので、適当ではないと思います。
- 議長 金子 廣司 松田順一議員。
- 議員 松田 順一 はい、分かりました。
- 議長 金子 廣司 他に質疑ございませんか。

- 議長 金子 廣司 東出善幸議員。
- 議員 東出 善幸 何点か教えてほしいのですが、61ページ、地域福祉事業の中の福祉施設就労定着支援事業105万5,000円減額しているのですが、この状況について教えてください。
- 議長 金子 廣司 保健福祉課長。
- 保健福祉課長 渡辺 泰子 福祉施設就労定着支援事業につきましては、福祉施設の人材確保のために50万円までを限度といたしまして、掛かった費用の2分の1を補助するという事業でございます。人材確保のために、例えば、人材派遣会社を利用したり、PRのためにお金を使ったりという所に補助することになっておりますけれど、今年度は申請する施設が少し減りまして、2か所は申請がなかったです。それと、1か所は50万円までに達しなかったということで、それより低い金額の補助額となりまして、105万5,000円の申請がなかったということでございます。
- 議長 金子 廣司 東出善幸議員。

令和5年第1回月形町議会定例会 1日目（3月7日）

- 議員 東出 善幸 71ページ、上段、不妊治療費用82万5,000円減額しているのですけれど、減額した理由と現在、何人の方が受けられているか、分かれば教えてください。
- 議長 金子 廣司 保健福祉課長。
- 保健福祉課長 渡辺 泰子 当初予算でございますけれど、不妊治療につきまして10万円分を4名、15万円分を2名と考えていたのと、不育症、お子さんがお腹の中でなかなか育たないということですのでけれど、不育症の治療に関して15万円分を2名ということで、合わせて100万円を計上しておりました。今年度は、PR不足ということもあるのかもしれないですけど、1名の申請にとどまっております、その方の治療費用が約2万5,000円だったということで、82万5,000円を減額するものです。
- 議長 金子 廣司 東出善幸議員。
- 議員 東出 善幸 続いて、73ページ、廃棄物広域処理事業193万5,000円減額したというのは、全体のごみの量が減ったのか、月形分が減ったことによるものか、教えてください。
- 議長 金子 廣司 住民課長。
- 住民課長 藤原 栄一 廃棄物広域処理事業193万5,000円の減額につきましては、広域処理施設への搬入量の減がございました。当初予算計上時は、過去3年間の平均の5%ほど上乘せで少し余裕を持った当初予算で計上しておりますので、合計数量でも今回搬入量が下回ったということでございます。
- 議長 金子 廣司 東出善幸議員。
- 議員 東出 善幸 当初予算である程度増えることもあるということで増やしたということですが、今の3市町の負担割合を教えてくださいませんか。
- 議長 金子 廣司 住民課長。
- 住民課長 藤原 栄一 岩見沢市、美唄市の資料は、今、手元にないですけど、月形町につきましては、全体量のだいたい3%から4%程度という状況でございます。
- 議長 金子 廣司 東出善幸議員。
- 議員 東出 善幸 確か3.14%だった記憶もあるのですが、そんなに変わっていないということですね。分かりました。
次に、91ページ、教育費、学校教育振興事業の会計年度任用職員報酬の減、95ページ、博物館管理経費の会計年度任用職員報酬の減、97ページ、学校給食経費の会計年度任用職員報酬の減ですが、この報酬の減の内容について教えてください。

令和5年第1回月形町議会定例会 1日目（3月7日）

- 議長 金子 廣司 教育次長。
- 教育次長 五十嵐 克成 91ページの学校教育振興事業の会計年度任用職員報酬の減ですが、こちらにつきましては、学校の時間講師や特別支援員の報酬等になってございます。これの減の理由ですが、小学校の時間講師が3名予定をしてございましたけれど、そのうち1名の採用が遅れてしまったところの減、同じく小学校の特別支援員を2名みていたのですが、そのうち1名については、未採用という形になってございます。それに伴う減です。但し、対応等については、現在の人員で充足しているところでございます。

95ページ、博物館管理経費の会計年度任用職員報酬の減ですが、解説員を町職員として採用しておりますが、予算が3名ということでみさせていたでいております。現行は2名の採用という状況になっております。3名雇い入れることが良いのかもしれないですが、ちょうど、この間、コロナで団体の受入れ等をしていないということもありまして、現在は2名でやれている状況です。それに伴う減です。令和5年度については、同じく3名を予算計上しておりますので、状況等も見て採用していきたいと思っております。

97ページ、学校給食経費の会計年度任用職員報酬の減ですが、調理員等の報酬等でございますけれど、この減については、人数については充足しているのですが、時間外等がそれほど使われなかったということで、全員分の時間外が圧縮されたことに伴う減でございます。以上です。

- 議長 金子 廣司 東出善幸議員。
- 議員 東出 善幸 今の部分の確認ですが、全体の中での時間外の減であって、調理員1名が減員になったということではないということで良いですね。
- 議長 金子 廣司 教育次長。
- 教育次長 五十嵐 克成 そのとおりでございます。
- 議長 金子 廣司 東出善幸議員。
- 議員 東出 善幸 了解しました。
- 議長 金子 廣司 他に質疑ございませんか。

- 議長 金子 廣司 我妻 耕議員。
- 議員 我妻 耕 309ページの公の施設に係る指定管理者の指定についてですが、つち工房の管理をされる方が町内の方でもありますし、決まって良かったということで、喜んではいるのですが、複数の確認ですが、管理内容として除雪等を含めてどんな管理をするのか、施設の使用料はいくらなのか、補修や修繕等については、どのような決め事になっているのか、教え

令和5年第1回月形町議会定例会 1日目（3月7日）

てください。

- 議長 金子 廣司 企画振興課長。
- 企画振興課長 加藤 弘光 まず、施設の使用についてですが、施設の管理につきましては、夏場の草刈り、冬場の除雪等の施設の維持管理を行っていただくこととなります。使用料、指定管理料につきましては、今申し上げた施設の維持管理に係る費用を町で指定管理料としてお支払いすることとなります。修繕等につきましては、10万円未満の修繕について数件指定管理料の中で賄わせていただいております。それ以上のものについては、指定管理者と協議の上、修繕していくことになっていきます。以上です。

- 議長 金子 廣司 我妻 耕議員。
- 議員 我妻 耕 夏場の草刈りや冬場の除雪等は、指定管理料として支払うという認識でよろしいですね。修繕についても10万円未満については、指定管理料の中で、その他については相談の上ということですね。分かりました。

続きまして、83ページ、商工費、商工業振興費、商工振興事業、補助金、U I J ターン新規就業支援事業が160万円の減額になっています。これは、確か当初予算160万円で、全額減額という理解でよろしいですか。

- 議長 金子 廣司 企画振興課長。
- 企画振興課長 加藤 弘光 そのとおりで、全額減額となります。
- 議長 金子 廣司 我妻 耕議員。
- 議員 我妻 耕 一緒に聞けばよかったです、前年の町政執行方針で、「就業者の移住及びそのマッチングを支援する」ということで「U I J ターン新規就業支援事業に取り組みます。」と町政執行方針にあったと思うのですが、それが全額使われなかったというのは、どのようなことが考えられるのか。

- 議長 金子 廣司 企画振興課長。
- 企画振興課長 加藤 弘光 対象となる方がいらっしゃらなかったということもありますが、こちらの事業につきましては、財源について国が2分の1、道が4分の1、町が4分の1となっておりますが、北海道から財源が無くなったということで事業を中止するという内容の連絡が入りまして、それに合わせて本町の事業も実施を停止したということです。

- 議長 金子 廣司 我妻 耕議員。
- 議員 我妻 耕 町政執行方針の中にあるということは、かなり強い意志を持って取り組もうということだったと思うのですけれど、そういう事情だったということですね。分かりました。

次ですが、49ページ、職員給与費、一般職給与費で、先ほど副町長から職

令和5年第1回月形町議会定例会 1日目（3月7日）

員の採用が叶わなかった。それから、退職者が補充できなかったので減になりましたと説明があったのですが、去年と比べて、去年3月補正時点では、手当の中に時間外勤務手当があったと思うのですが、今回その項目が落ちているというのは、何か理由があるのでしょうか。

- 議長 金子 廣司 総務課長。
- 総務課長 原 博由樹 給与費の時間外手当の減額がないのはなぜかというお尋ねでございますけれど、職員の変動はあるのですけれど、時間外勤務手当につきましては、1月時点で見込んだところ、当初予算を減ずるという見立てが立たなかったということで、項目としては載っていないということでございます。
- 議長 金子 廣司 我妻 耕議員。
- 議員 我妻 耕 減額でなくて増額でも良いのですが、ただ、どのように変わったのかということで、個人的かもしれないですが、見るに当たって今年にはコロナやマイナンバーの取組などの主要事業について、職員がかなりやっている中で、どのような働きになっているのか、超過されているのではないかということを見るときに、それを見るのですけれど、それが増額、減額どちらでも良いのですけれど、それがどうなっているのか。どうして落ちているのかということです。
- 議長 金子 廣司 総務課長。
- 総務課長 原 博由樹 職員の時間外手当の予算計上ですけれど、職員給与費、一般職給与費で計上している分と特にコロナ感染対策や物価高騰等の支援に要する国費を伴う事業については、一部そちらで予算化しているものもございまして、職員が時間外をやっているものが複数の科目から支出されているということで、一般職給与費については時間外の増減の補正はないということでございます。
- 議長 金子 廣司 我妻 耕議員。
- 議員 我妻 耕 昨年まではそれは書くに値するぐらいあった、今年はないということですか。
- 議長 金子 廣司 もう少し、分かりやすく説明してください。
- 議長 金子 廣司 総務課長。
- 総務課長 原 博由樹 昨年と比較して補正をするような要素がないということでございます。
- 議長 金子 廣司 我妻 耕議員。
- 議員 我妻 耕 昨年は194万円減額されています。今年も他の手当を見たときに、6万8,000円の減額だとか、補正するほどのことはなかったというのは、額ですか。額の多い、少ないでやっているのか。私たちは、

令和5年第1回月形町議会定例会 1日目(3月7日)

それを見て町の中の動きを見たいということで、こういう資料をいただいたときに見るので、その辺を答えていただきたい。

- 議長 金子 廣司 副町長。
- 副町長 堀 光一 時間外手当が補正されていないのではないかとということですが、1月下旬くらいに見込みを立てます。例えば、扶養手当や住居手当、通勤手当は、月額で決まっているので、3月までは見通しができるので、減額や増額が可能なのですが、時間外手当は、例えば、2月、3月の時間外をどれくらいするのかによって変わるわけです。それで、見込みを立てたときに、当初予算ぐらいで収まるということで、増額、減額もしていないということです。それが増えたり、減ったりという見込みになると、それは補正をさせていただきますけれど、そういうことで、今回は時間外手当の補正はなしということでございますので、ご理解いただきたいと思います。
- 議長 金子 廣司 我妻 耕議員。
- 議員 我妻 耕 分かりました。去年までは見越せたということで、理解いたします。

63ページ、新型コロナウイルス感染症対策経費につきまして、交付金でにこにこ生活応援事業(低所得者世帯分)ですが、先ほどの説明にありましたように1万2,000円ということで、対象者、申請者が見込みに達しなかったということですが、これは7月に予算が上がってきたと思うのですが、1,080万円、今回の減額が531万6,000円ということで、半分ぐらいの減額と考えてよろしいでしょうか。もし、半分だとしたら、どうして半分になったのか、半分しか申請がなかったのか、それとも対象者をつかみ切れなかったのか、その辺の理由があれば、教えてください。

- 議長 金子 廣司 保健福祉課長。
- 保健福祉課長 渡辺 泰子 大幅な減額になってしまったのは、大変申し訳なかったと思いますけれど、当初の見込みが少し甘かったというのはございます。当初70歳以上と障がい者世帯で600世帯、70歳未満の非課税世帯300世帯と考えまして、1世帯1万2,000円の給付で1,080万円を計上しておりました。実績ですけれど、70歳未満の非課税世帯が306世帯、こちらはほぼ見込みが当たっていたのですが、高齢者の世帯が131世帯、障がい者世帯が20世帯ということで、457世帯の申請がございました。対象といたしましては、最終的には633世帯となりましたので、当初の世帯が少し見込み過ぎだったかなと思っております。以上です。
- 議長 金子 廣司 我妻 耕議員。
- 議員 我妻 耕 了解しました。
- 議長 金子 廣司 他に質疑ございませんか。

令和5年第1回月形町議会定例会 1日目（3月7日）

- 議長 金子 廣司 大釜 登議員。
- 議員 大釜 登 1点だけ、お伺いします。51ページ、ふるさと納税推進事業が今回減額補正されていますけれど、当初予算を多く見積もって減額したのか。今、ふるさと納税はどこの自治体もかなり右肩上がりですけど、うちは前回が大き過ぎたのか分からないですけど、減額になっていきますけれど、この理由についてと、今後、PR不足などいろんなことがあると思うのですけれど、町としてはどういう考えで、ふるさと納税をもう少し上げていくのか、その考えを聞きたいです。
- 議長 金子 廣司 企画振興課長。
- 企画振興課長 加藤 弘光 ふるさと納税推進事業につきましては、今年度につきましても米の返礼品に係る寄附が減少しております。その代わりと言いますか、新たに別の商品等もラインナップの中に加えて、不足分を補うようにはしているのですけれど、米の部分の減少が大きいということで、今回このような減額になっています。
今後、次年度に向けましても、新たな返礼品を協議しておりますので、ラインナップを増やししながら、ふるさと納税の寄附額を維持していきたいと考えております。以上です。
- 議長 金子 廣司 大釜 登議員。
- 議員 大釜 登 米の返礼品が減ったということで、この要因については、検討はしているのか、これから検討するのか分からないけれど、なぜ、減ったのかという検討は、進めてはいるのですか。
- 議長 金子 廣司 企画振興課長。
- 企画振興課長 加藤 弘光 正式な理由というのは、分からないですけど、想定としましては、他の自治体のお米の返礼品の価格をサイトで確認しますと、月形町よりもかなり安価になっております。そういうところとの比較となると月形町に対しての返礼品に対する寄附が減ってきているのかなと感じております。以上です。
- 議長 金子 廣司 大釜 登議員。
- 議員 大釜 登 そうなると、安い方に納税者が行くと思うのですけれど、米、メロンやスイカも必要ですけど、それ以外に、先ほど、課長が言ったように次の新しいものをしっかり作っていかなかったら、納税者にせつかく納税していただいても、下がったら町の財政にも響いてくるのかなと、だから、そういうこともしっかり検討しながら、一番大事なことなので、しっかりやっていただきたいと思います。これについては、答弁はおりません。
- 議長 金子 廣司 他に質疑ございませんか。

令和5年第1回月形町議会定例会 1日目(3月7日)

- 議長 金子 廣司 堀 広一議員。
- 議員 堀 広一 1点、お伺いします。89ページ、防災対策経費の中で、下段にあります北海道市町村備荒資金組合に対する積立ての件ですが、1億2,970万円ということで、先ほど説明がありました。これは、令和3年度の余剰金の一部をこれに充てるということですが、先ほどの説明の中で聞き違いでなければ、この金額については超過分、超えた分の積立てであるというような説明があったかと思うのですが、うちの町の基準的なものがあるのであれば、この町の規模として備荒資金についてはこれぐらいの目安があるというのであれば、その金額を教えてくださいのと、今、うちの町は、この組合に積み立てている備荒資金というのは、いくらあるのか、この2点についてお伺いします。
- 議長 金子 廣司 総務課長。
- 総務課長 原 博由樹 備荒資金組合への積立てでございますけれど、先ほど説明の中で、令和4年度の決算見込みを立てての余剰金ということで、1億2,970万円を積み立てるといってお話をしたところでございますけれど、備荒資金組合への積立てにつきましては、普通納付金と超過納付金の2つに2本立てされておまして、今回積立てするのは超過納付金分ということで、積立てを予定しております。令和4年3月31日現在の備荒資金組合への積立金の残高でございますけれど、5億4,889万2,000円としているところでございまして、これに加えて1億2,970万円、また、この後、実際に決算を迎える時期に向かって、さらに余剰が生じましたら、追加で積立てを検討しております。

積立金の基準というお尋ねでございますけれど、今、資料を手元に持ち合わせておりませんが、普通納付金で3億円を基準としているのではなかったかなと記憶しております。以上です。
- 議長 金子 廣司 堀 広一議員。
- 議員 堀 広一 約5億5,000万円あるということですがけれど、これについては、毎年余剰金が出るか出ないかは、その年によって分からないけれど、今後、うちの町としても更なる備荒資金への積立てを、余剰金が出れば行っていくのか、あるいは、違うところに財源をまわすのかということで、毎年1億円以上も備荒資金にまわせる、まわせないこともあるけれど、町の基本的な考えとしては、余剰金が出れば、かなりの額をこれからも継続して積んでいくという考えがあるのかどうか、その辺のことをお伺いします。
- 議長 金子 廣司 総務課長。
- 総務課長 原 博由樹 決算見込みを立てての余剰金の積立てでございます

令和5年第1回月形町議会定例会 1日目（3月7日）

すが、お尋ねの北海道市町村備荒資金組合への積立てあるいは減債基金または財政調整基金への積立てということで、その使用すべき用途もある程度考えながら積立てをしていきたいと考えておりました、今回の備荒資金組合の積立てにつきましては、今検討中の義務教育学校につきましては、避難所機能を有するという防災に関する施設の側面もございますので、これの財源の一部に充てることを見込みながら、今回備荒資金組合に積立てをするものがございます。

- 議長 金子 廣司 堀 広一議員。
- 議員 堀 広一 了解しました。
- 議長 金子 廣司 他に質疑ございませんか。（「質疑なし」の声あり）
- 議長 金子 廣司 質疑なしと認め、以上で質疑を終わります。
次に討論を行います。討論ございませんか。（「討論なし」の声あり）
- 議長 金子 廣司 討論なしと認め、以上で討論を終わります。
お諮りいたします。議案第20号、議案第21号、議案第22号及び議案第1号は、原案のとおり可決することにしたいと思っております。これにご異議ございませんか。（「異議なし」の声あり）
- 議長 金子 廣司 異議なしと認め、本案は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

- 議長 金子 廣司 暫時休憩いたします。（午前11時49分休憩）
- 議長 金子 廣司 休憩前に引き続き会議を再開いたします。（午後 1時30分再開）

◎ 日程9番 議案第2号 令和4年度月形町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）

- 議長 金子 廣司 日程9番 議案第2号 令和4年度月形町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）を議題といたします。
提出者の説明を求めます。
- 議長 金子 廣司 副町長。
- 副町長 堀 光一 議案書107ページをお開き願います。ただ今、議題となりました議案第2号 令和4年度月形町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）について、ご説明申し上げます。第1条ですが、補正予算第4号は、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ65万3,000円減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4億3,200万5,000円とするものであります。また、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は108ページから10

令和5年第1回月形町議会定例会 1日目（3月7日）

9ページの第1表 歳入歳出予算補正によるものであります。

今回の予算補正につきましては、年度末に当たり、事務事業費の確定や執行見込額の精査並びに歳入調定額等の精査を行いましての、主に予算整理であります。

それでは、124ページをお開きください。主な点についてご説明を申し上げます。最初に、歳出です。1款 総務費 1項 総務管理費 1目 一般管理費4万5,000円減額、説明欄、一般管理費、負担金、北海道国保連合会負担金14万6,000円の増につきましては、システム改修に係る負担金の増額によるものでございます。124ページに戻りまして、2項 徴税費 1目 賦課徴収費8万8,000円減額、3項 運営協議会費 1目 運営協議会費6万1,000円減額、126ページです。2款 保険給付費 4項 出産育児諸費 1目 出産育児一時金84万円減額。128ページです。3款 国民健康保険事業費納付金 1項 医療給付費分 1目 医療給付費分、2項 後期高齢者支援金等分 1目 後期高齢者支援金等分及び3項 介護納付金分 1目 介護納付金分、これにつきましては、財源振替でございまして、一般会計からの繰入金を増額しての財源振替でございまして、次に、130ページです。5款 保健事業費 1項 特定健康診査等事業費 1目 特定健康診査等事業費21万2,000円減額、2項 保健事業費 1目 保健衛生普及費3万1,000円増額。131ページ、説明欄、健康づくり推進事業につきましては、栄養指導費用を増額いたします。続きまして、132ページ、7款 諸支出金 1項 諸費 3目 直営診療施設勘定繰出金、補正額56万2,000円増額、直営診療施設勘定繰出金、町立病院への繰出金ですけれども、保険給付費等交付金の特別交付金で受けるものを町立病院に繰り出すものでございます。

続きまして、116ページをお開きください。歳入です。4款 道支出金 1項 道補助金 1目 保険給付費等交付金27万8,000円減額、118ページです。6款 繰入金 1項 他会計繰入金 1目 一般会計繰入金、補正額497万6,000円増額でございまして、説明欄、保険基盤安定繰入金、軽減分と支援分につきましては、保険税軽減対象者が増加したことにより一般会計からの繰入金を増額するものでございます。続きまして、118ページに戻りまして、2項 基金繰入金 1目 財政調整基金繰入金1,213万5,000円減額でございます。国保会計の歳入、歳出の財源調整として繰入金で調整するものでございます。続きまして、120ページ、7款 繰越金 1項 繰越金 1目 繰越金、補正額682万3,000円増額、この補正によりまして、令和3年度の繰越金を全額予算化いたします。続きまして、122ページ、8款 諸収入 2項 雑入 3目 雑入3万9,000円減額でござ

令和5年第1回月形町議会定例会 1日目(3月7日)

います。以上で説明を終わります。ご審議の程、よろしくお願いいたします。

- 議長 金子 廣司 ただ今、説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑ございませんか。(「質疑なし」の声あり)
- 議長 金子 廣司 質疑なしと認め、以上で質疑を終わります。次に討論を行います。討論ございませんか。(「討論なし」の声あり)
- 議長 金子 廣司 討論なしと認め、以上で討論を終わります。お諮りいたします。議案第2号は、原案のとおり可決することにしたと思います。これにご異議ございませんか。(「異議なし」の声あり)
- 議長 金子 廣司 異議なしと認め、本案は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

◎ 日程10番 議案第3号 令和4年度月形町農業集落排水事業特別会計補正予算(第2号)

- 議長 金子 廣司 日程10番 議案第3号 令和4年度月形町農業集落排水事業特別会計補正予算(第2号)を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

- 議長 金子 廣司 副町長。
- 副町長 堀 光一 議案書135ページをお開き願います。ただ今、議題となりました議案第3号 令和4年度月形町農業集落排水事業特別会計補正予算(第2号)について、ご説明申し上げます。第1条ですが、補正予算第2号は、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ499万1,000円減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億884万6,000円とするものであります。また、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は136ページから137ページの第1表 歳入歳出予算補正によるものであります。

今回の補正予算につきましては、年度末に当たり、事務事業費の確定や執行見込額の精査並びに歳入調定額等の精査を行いましての、主に予算の整理であります。

それでは、158ページをお開きください。最初に、歳出です。1款 総務費 1項 総務管理費 1目 一般管理費28万7,000円減額、2目 施設管理費298万4,000円減額、160ページです。2款 農林水産業費 1項 農業費 1目 農村総合整備事業費152万円減額。次に、162ページです。3款 公債費 1項 公債費 1目 元金18万円減額、2目 利子2万円減額です。

続きまして、146ページをお開き願います。歳入です。1款 使用料及び手数料 1項 使用料 1目 下水道使用料329万1,000円減額、現年

令和5年第1回月形町議会定例会 1日目（3月7日）

度分、滞納繰越分ございますが、現年度分につきましては、人口減少等が起因していると思われる下水道使用料の減額でございます。続きまして、148ページです。2款 道支出金 1項 道補助金 1目 農林水産業費補助金20万円減額。次に、150ページです。3款 繰入金 1項 一般会計繰入金 1目 一般会計繰入金116万3,000円減額。次に、152ページ、4款 繰越金 1項 繰越金 1目 繰越金25万6,000円増額、令和3年度の繰越金をこれで全額予算化するものでございます。次に、154ページです。5款 諸収入 1項 雑入 1目 雑入19万3,000円減額です。次に、156ページ、6款 町債 1項 町債 1目 農業集落排水事業債40万円減額です。

138ページをお開きください。補正予算第2条 債務負担行為の補正の追加でありまして、第2表の記載のとおりであります。

続きまして、139ページです。補正予算第3条 地方債の補正であります。第3表の地方債補正のとおり、限度額を変更するものであります。以上で説明を終わります。ご審議の程、よろしくお願いいたします。

- 議長 金子 廣司 ただ今、説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑ございませんか。（「質疑なし」の声あり）
- 議長 金子 廣司 質疑なしと認め、以上で質疑を終わります。次に討論を行います。討論ございませんか。（「討論なし」の声あり）
- 議長 金子 廣司 討論なしと認め、以上で討論を終わります。お諮りいたします。議案第3号は、原案のとおり可決することにししたいと思います。これにご異議ございませんか。（「異議なし」の声あり）
- 議長 金子 廣司 異議なしと認め、本案は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

◎ 日程11番 議案第5号 令和4年度月形町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）

- 議長 金子 廣司 日程11番 議案第5号 令和4年度月形町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。提出者の説明を求めます。
- 議長 金子 廣司 副町長。
- 副町長 堀 光一 議案書207ページをお開き願います。ただ今、議題となりました議案第5号 令和4年度月形町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について、ご説明申し上げます。第1条ですが、補正予算第1号は、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ194万円減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6,221万円とするものであります。

令和5年第1回月形町議会定例会 1日目(3月7日)

また、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は208ページから209ページの第1表 歳入歳出予算補正によるものであります。

今回の補正予算につきましては、年度末に当たりまして、事務事業費の確定、執行見込額の精査並びに歳入調定額等の精査を行っての、主に予算の整理でございます。

それでは、222ページをお開きください。はじめに、歳出です。1款 総務費 1項 総務管理費 1目 一般管理費2万3,000円減額。続きまして、224ページ、2款 後期高齢者医療広域連合納付金 1項 後期高齢者医療広域連合納付金 1目 後期高齢者医療広域連合納付金191万7,000円減額です。

216ページをお開きください。歳入です。1款 後期高齢者医療保険料 1項 後期高齢者医療保険料 1目 特別徴収保険料355万3,000円減額、2目 普通徴収保険料348万6,000円増額でございます。続きまして、218ページ、2款 繰入金 1項 他会計繰入金 1目 一般会計繰入金191万9,000円減額です。続きまして、220ページ、3款 繰越金 1項 繰越金 1目 繰越金4万6,000円増額です。以上で説明を終わります。ご審議の程、よろしくお願いいたします。

- 議長 金子 廣司 ただ今、説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑ございませんか。(「質疑なし」の声あり)
- 議長 金子 廣司 質疑なしと認め、以上で質疑を終わります。次に討論を行います。討論ございませんか。(「討論なし」の声あり)
- 議長 金子 廣司 討論なしと認め、以上で討論を終わります。お諮りいたします。議案第5号は、原案のとおり可決することにしたいと思っております。これにご異議ございませんか。(「異議なし」の声あり)
- 議長 金子 廣司 異議なしと認め、本案は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

- 議長 金子 廣司 暫時休憩いたします。(午後 1時45分休憩)
- 議長 金子 廣司 休憩前に引き続き会議を再開いたします。(午後 1時45分再開)

- ◎ 日程12番 議案第4号 令和4年度月形町介護保険事業特別会計補正予算(第4号)
- 議長 金子 廣司 日程12番 議案第4号 令和4年度月形町介護保険事業特別会計補正予算(第4号)を議題といたします。

令和5年第1回月形町議会定例会 1日目（3月7日）

提出者の説明を求めます。

- 議長 金子 廣司 副町長。
- 副町長 堀 光一 議案書165ページをお開き願います。ただ今、議題となりました議案第4号 令和4年度月形町介護保険事業特別会計補正予算（第4号）について、ご説明申し上げます。第1条ですが、補正予算第4号は、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ3,532万3,000円減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4億4,232万2,000円とするものであります。また、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は166ページから167ページの第1表 歳入歳出予算補正によるものであります。

今回の補正予算につきましては、年度末に当たりまして、事務事業費の確定、執行見込額の精査並びに歳入調定額等の精査を行っての、主に予算の整理であります。コロナ禍の中でありまして、介護サービス全般にわたって利用者が減少し、給付費等が減額となるものでございます。

188ページをお開きください。はじめに、歳出です。1款 総務費 1項 総務管理費 1目 一般管理費11万7,000円減額。2項 介護認定審査会費 1目 介護認定審査会費9万2,000円減額、2目 認定調査等費24万4,000円減額。190ページです。2款 保険給付費 1項 介護サービス等諸費 1目 居宅介護サービス等給付費1,356万6,000円減額、2目 施設介護サービス給付費594万2,000円減額、5目 居宅介護サービス計画給付費23万2,000円減額。次に、192ページです。2項 介護予防サービス等諸費 1目 介護予防サービス給付費17万3,000円減額、4目 介護予防サービス計画給付費19万1,000円減額、3項 その他諸費 1目 審査支払手数料3万4,000円減額。194ページにわたります。4項 高額介護サービス等費 1目 高額介護（予防）サービス費188万9,000円減額、5項 高額医療合算介護サービス等費 1目 高額医療合算介護（予防）サービス費17万9,000円減額、6項 特定入所者介護サービス等費 1目 特定入所者介護（予防）サービス費1,180万2,000円減額。次に、198ページです。3款 地域支援事業費 1項 介護予防事業費 1目 介護予防事業費9万8,000円減額、2項 包括的支援事業・任意事業費 2目 総合相談事業費、これにつきましては、財源振替でございます。3目 任意事業費59万4,000円減額。次に、200ページ、4目 生活支援体制整備事業10万5,000円減額、6目 在宅医療・介護連携推進事業費1万5,000円減額、3項 介護予防・生活支援サービス事業費 1目 介護予防・生活支援サービス事業費5万6,000円減額。

令和5年第1回月形町議会定例会 1日目（3月7日）

204ページです。5款 諸支出金 2項 繰出金 1目 他会計繰出金6,000円増額です。

174ページをお開きください。次に、歳入です。1款 保険料 1項 介護保険料 1目 第1号被保険者保険料90万円減額。次に、176ページです。4款 国庫支出金 1項 国庫負担金 1目 介護給付費負担金16万6,000円減額、2項 国庫補助金 1目 調整交付金83万4,000円減額、2目 地域支援事業交付金（包括的支援事業・任意事業）10万9,000円減額、3目 地域支援事業交付金（介護予防・日常生活支援事業）4万5,000円減額、4目 保険者機能強化推進交付金2万円減額、5目 介護保険保険者努力支援交付金12万3,000円増額。次に、178ページです。5款 支払基金交付金 1項 支払基金交付金 1目 介護給付費交付金1,631万1,000円減額、2目 地域支援事業支援交付金6万1,000円減額。180ページです。6款 道支出金 1項 道負担金 1目 介護給付費負担金755万1,000円減額、2項 道補助金 1目 地域支援事業交付金（包括的支援事業・任意事業）5万4,000円減額、2目 地域支援事業交付金（介護予防・日常生活支援事業）2万9,000円減額。続きまして、182ページです。8款 繰入金 1項 一般会計繰入金 1目 介護給付費繰入金796万3,000円減額、2目 その他一般会計繰入金80万7,000円減額、3目 地域支援事業繰入金（包括的支援事業・任意事業）6万7,000円減額、4目 低所得者介護保険料軽減繰入金12万5,000円減額、5目 地域支援事業繰入金（介護予防・日常生活支援事業）5万4,000円減額、2項 基金繰入金 1目 介護給付費準備基金繰入金1,062万4,000円減額。続きまして、184ページです。9款 繰越金 1項 繰越金 1目 繰越金1,036万9,000円増額でございまして、令和3年度の繰越金をこれで全額予算化するものです。続きまして、186ページ、10款 諸収入 2項 雑入 3目 雑入9万5,000円減額でございまして。以上で説明を終わります。ご審議の程、よろしくお願いたします。

- 議長 金子 廣司 ただ今、説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑ございませんか。
- 議長 金子 廣司 東出善幸議員。
- 議員 東出 善幸 191ページと195ページですけれど、先ほど副町長からコロナ禍の影響によって減額ということですが、例えば、居宅介護サービス等給付費約1,200万円、それと、次の施設介護サービス給付費約590万円、195ページの特定入所者介護（予防）サービス費約1,180万円の減額ですけれど、もう少し、説明していただいでよろしいでしょうか。

令和5年第1回月形町議会定例会 1日目（3月7日）

- 議長 金子 廣司 保健福祉課長。
- 保健福祉課長 渡辺 泰子 居宅介護サービス等給付費は、件数と実日数で給付費が決まってくるのですけれど、予算に対しまして件数209件の減、実日数4246日の減で、この減額となっております。施設介護サービス給付費は、件数141件の減、実日数3854日の減となっております。特定入所者介護（予防）サービス費につきましては、施設に入所されている方の食費と居住費の負担を軽減する制度のことでありまして、施設介護サービス給付費を受けている方が減少してくると、こちらも減となるということでございます。居宅も施設についてもコロナの影響はかなり大きくて、どちらについても利用者は大きく減っているというのが現状でございます。以上です。
- 議長 金子 廣司 東出善幸議員。
- 議員 東出 善幸 今のは分かったのですけれど、このサービスを受けられなかったという部分で、今までサービスを受けられた人たちの不安だとか、何か影響を受けたということは、ないのでしょうか。
- 議長 金子 廣司 保健福祉課長。
- 保健福祉課長 渡辺 泰子 サービスを受けていた方々の不安が直接こちらの耳に多く届いているかというのと、そういうわけではないのですけれど、特に在宅されている方については、通所のサービスがクラスターの影響で何日間か中止されたというようなこともございまして、例えば、入浴がその間、できづらくなったとか、家から出ることが少なくなってしまって認知症が多少進んだとかというお話は聞いております。入浴については、デイサービスや緑苑のデイケアともに入浴だけはできるような配慮も施設の方ではしていただきはいたのですけれど、それでも賄いきれない部分はあったのかなと感じております。以上です。
- 議長 金子 廣司 東出善幸議員。
- 議員 東出 善幸 今、課長が言われたように、サービスを受けられなくて実際に認知症が進んでしまったとか、身体が弱って要介護になったということは聞いているので、今後、そういう人たちに対する部分の改善というのは、何か考えていらっしゃることはありますか。
- 議長 金子 廣司 保健福祉課長。
- 保健福祉課長 渡辺 泰子 今後、コロナの状況がどのようになっていくか分からないのですけれど、まずはコロナの発生が少なくなって、このような感染症による施設の閉鎖ですとか、サービス利用が難しくなるということがまずは無ければいいなというところが大きなところだと思います。今後、そのようなことになったときに、代替のサービスがあるかと言われると、月形町の場合、かなり難しいのかなと思っております、議員の言われるこれからの対策と

令和5年第1回月形町議会定例会 1日目(3月7日)

いうのは、もう少しよく考えていかなければいけない部分なのかなと思っています。

- 議長 金子 廣司 東出善幸議員。
- 議員 東出 善幸 了解しました。
- 議長 金子 廣司 他に質疑ございませんか。(「質疑なし」の声あり)
- 議長 金子 廣司 質疑なしと認め、以上で質疑を終わります。
次に討論を行います。討論ございませんか。(「討論なし」の声あり)
- 議長 金子 廣司 討論なしと認め、以上で討論を終わります。
お諮りいたします。議案第4号は、原案のとおり可決することにしたと思います。これにご異議ございませんか。(「異議なし」の声あり)
- 議長 金子 廣司 異議なしと認め、本案は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

- 議長 金子 廣司 暫時休憩いたします。(午後 1時58分休憩)
- 議長 金子 廣司 休憩前に引き続き会議を再開いたします。
(午後 1時58分再開)

◎ 日程13番 議案第6号 令和4年度国民健康保険月形町立病院事業会計補正予算(第5号)

- 議長 金子 廣司 日程13番 議案第6号 令和4年度国民健康保険月形町立病院事業会計補正予算(第5号)を議題といたします。
提出者の説明を求めます。
- 議長 金子 廣司 副町長。
- 副町長 堀 光一 議案書227ページをお開き願います。議案第6号 令和4年度国民健康保険月形町立病院事業会計補正予算(第5号)について、ご説明申し上げます。補正予算第2条 収益的収入及び支出の予定額の補正であります。収入の部では、1款 病院事業収益 1項 医業収益6,404万4,000円増額、2項 医業外収益1,556万2,000円減額、3項 特別利益625万円増額、計5,473万2,000円増額し、病院事業収益の総額を7億4,583万2,000円とするものであります。支出の部では、1款 病院事業費用 1項 医業費用4,503万3,000円増額、2項 医業外費用344万9,000円増額、4項 特別損失625万円増額、計5,473万2,000円増額し、病院事業費用の総額を病院事業収益の総額と同額の7億4,583万2,000円とするものであります。
補正予算第3条は、資本的収入及び支出の予定額の補正でありまして、収

令和5年第1回月形町議会定例会 1日目（3月7日）

入の部では、1款 資本的収入 2項 企業債20万円減額、3項 補助金18万円減額、計38万円減額し、資本的収入の総額を4,051万1,000円とするものであります。支出の部では、1款 資本的支出 1項 建設改良費145万1,000円減額し、資本的支出の総額を5,866万2,000円とするものであります。これによりまして、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1,922万2,000円を1,815万1,000円に、また、過年度分損益勘定留保資金についても同様の額に改めるものであります。

今回の補正予算につきましては、年度末に当たりまして、事務業務費の確定や執行見込額の精査を行い、主に予算の整理をするものであります。町が行う新型コロナウイルス感染症対策の一環としまして、町立病院が新型コロナウイルス感染者の受入れを行っている施設であることに鑑み、施設従事者に対し、給付する慰労金を新たに計上させていただいております。

244ページをお開きください。収益的収入及び支出の支出でございます。1款 病院事業費用 1項 医業費用 1目 給与費1,108万円減額。続きまして、246ページ、2目 材料費4,762万9,000円増額、内訳は、薬品費と診療材料費ですけれど、入院患者及び外来患者の増加、高額な薬品の使用に伴いましての薬品費等の増額でございます。次に、246ページに戻りまして、3目 経費866万3,000円増額です。説明欄、11節 委託料ですが、検査業務につきましては、入院患者、外来患者の増加に伴いましての検査業務が増えて、委託料が増えており、586万円を増額するものでございます。続きまして、248ページです。4目 減価償却費17万9,000円減額、2項 医業外費用 2目 患者外給食費24万9,000円増額、3目 雑支出320万円増額、4項 特別損失 1目 特別損失625万円増額、これにつきましては、冒頭、申し上げました、また、一般会計補正予算でもご説明申し上げました町立病院の医療従事職員、事務職員並びに町立病院の委託業務従事者に対しての新型コロナウイルス感染症対策に係る慰労金として町から支払われるもので、町立病院でそれを受けて慰労金を支給するものでございます。これもご説明しましたが、医療従事職員、事務職員1人当たり10万円の積算、町立病院の委託業務従事者1人当たり5万円の積算での金額でございます。

続きまして、240ページをお開きいただきたいと思います。収益的収入及び支出の収入でございます。1款 病院事業収益 1項 医業収益 1目 入院収益7,407万5,000円増額。2目 外来収益528万3,000円増額、3目 他会計負担金1,145万8,000円減額、4目 その他医業収益385万6,000円減額でございます。入院患者数、外来患者数とも前

令和5年第1回月形町議会定例会 1日目（3月7日）

年の数を上回っておりまして、収益も増額をするものでございます。これらに伴いまして、一般会計負担金は減額するものでございます。次に、2項 医業外収益 1目 他会計負担金1,928万8,000円減額、一般会計からの負担金と国保会計からの負担金ですけれども、一般会計負担金につきましては、医業収益分の負担金と合わせまして3,130万8,000円が減額となります。続きまして、242ページです。2目 患者外給食収益31万6,000円増額、3目 長期前受金戻入171万3,000円増額、4目 その他医業外収益169万7,000円増額でございます。説明欄、その他医業外収益、下段、医師会休日夜間診療確保対策事業交付金155万5,000円につきましては、北海道からの物価高騰対策支援金ほかでございます。続きまして、242ページに戻っていただき、3項 特別利益 1目 特別利益625万円増額でございます。町からの町立病院の医療従事職員、事務職員、委託業務従事職員に対する慰労金でございます。

続きまして、252ページをお開きください。資本的収入及び支出の支出でございます。1款 資本的支出 1項 建設改良費 1目 有形固定資産購入費145万1,000円減額です。

続きまして、250ページをお開きください。資本的収入及び支出の収入でございます。1款 資本的収益 2項 企業債 1目 企業債20万円減額、3項 補助金 1目 補助金18万円減額です。

次に、228ページをお開きください。補正予算第4条 債務負担行為の補正であります。債務負担行為をすることができる事項として2つの業務を追加するものであります。次に、補正予算第5条 企業債の補正であります。これにつきましては、医療機器整備事業の限度額を変更するものであります。続きまして、229ページ、補正予算第6条 議会の議決を経なければ流用することができない経費につきましては、給与費を1,108万円減額し、4億160万3,000円に改めるものであります。次に、補正予算第7条 たな卸資産購入限度額であります。4,762万9,000円増額し、1億4,998万7,000円に改めるものであります。以上で説明を終わります。ご審議の程、よろしくお願いいたします。

- 議長 金子 廣司 ただ今、説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑ございませんか。
- 議長 金子 廣司 東出善幸議員。
- 議員 東出 善幸 247ページ、薬品費と診療材料費、先ほどの副町長からの説明では、入院患者の増と高額な薬を使っているということですが、高額な薬というのは、コロナの薬ということでよろしいでしょうか。
- 議長 金子 廣司 病院事務長。

令和5年第1回月形町議会定例会 1日目（3月7日）

- 病院事務長 高田 恵一 コロナ患者の点滴薬、ベクルリーというのがありますが、1本6万3,342円で購入しており、8月から1月までの間で338本購入しておりますので、コロナの点滴剤だけで2,082万800円増えており、この他にもラゲブリオという錠剤があるのですが、それが概ね9万円ぐらいするのですが、それが50本程度購入しておりますので、コロナ対策の薬品だけで2,500万円程度は増えているという状態でございます。
- 議長 金子 廣司 東出善幸議員。
- 議員 東出 善幸 分かりました。これを使っている入院患者は、元々違う疾病で入院されているわけで、そこでコロナにかかってしまったということで、その入院収益というのは、入院収益の中にこの部分の診療報酬は入っているのでしょうか。
- 議長 金子 廣司 病院事務長。
- 病院事務長 高田 恵一 入院収益の中に入っております。
- 議長 金子 廣司 東出善幸議員。
- 議員 東出 善幸 分かりました。これは、参考に教えてほしいのですが、先ほど言った点滴薬や錠剤等を使う場合、患者1人に投与したらどれぐらいの費用が掛かるのでしょうか。
- 議長 金子 廣司 病院事務長。
- 病院事務長 高田 恵一 ラゲブリオ錠剤につきましては、1人1瓶が基本になっております。ベクルリーについては、診療点数上14日間だけ救急医療管理加算が取れますので、基本的にはその期間内に投与するような形となっております。
- 議長 金子 廣司 東出善幸議員。
- 議員 東出 善幸 分かりました。
- 議長 金子 廣司 他に質疑ございませんか。（「質疑なし」の声あり）
- 議長 金子 廣司 質疑なしと認め、以上で質疑を終わります。
次に討論を行います。討論ございませんか。（「討論なし」の声あり）
- 議長 金子 廣司 討論なしと認め、以上で討論を終わります。
お諮りいたします。議案第6号は、原案のとおり可決することにしたいと思います。これにご異議ございませんか。（「異議なし」の声あり）
- 議長 金子 廣司 異議なしと認め、本案は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

- 議長 金子 廣司 暫時休憩いたします。（午後 2時13分休憩）
- 議長 金子 廣司 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

令和5年第1回月形町議会定例会 1日目（3月7日）

（午後 2時13分再開）

- ◎ 日程14番 議案第7号 月形町職員定数条例の一部を改正する条例の制定について
 - 議長 金子 廣司 日程14番 議案第7号 月形町職員定数条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。
提出者の説明を求めます。
 - 議長 金子 廣司 副町長。
 - 副町長 堀 光一 議案書259ページをお開き願います。ただ今、議題となりました議案第7号 月形町職員定数条例の一部を改正する条例の制定について、ご説明申し上げます。議案第7号は、職員の定年制度が改正され、令和5年度から定年年齢が65歳まで2年に1歳ずつ引き上げられることに鑑み、職員の定数を改めるため、条例の一部を改正しようとするものがあります。改正の内容であります。今後、段階的に61歳から65歳までの職員が増えることになることを踏まえまして、新規採用者の平準化をはじめとする職員の年齢構成を勘案した定数管理を行う必要があるため、定数に若干の余裕を持たせるものでありまして、町長の事務部局の職員定数「60人」を「65人」に改めるものです。なお、町長以外の事務部局等の職員定数については、今後の状況に応じて適宜対応していく考えであります。この条例は、令和5年4月1日から施行するものであります。以上で説明を終わります。ご審議の程、よろしくお願いいたします。
 - 議長 金子 廣司 ただ今、説明が終わりましたので、質疑を行います。
質疑ございませんか。（「質疑なし」の声あり）
 - 議長 金子 廣司 質疑なしと認め、以上で質疑を終わります。
次に討論を行います。討論ございませんか。（「討論なし」の声あり）
 - 議長 金子 廣司 討論なしと認め、以上で討論を終わります。
お諮りいたします。議案第7号は、原案のとおり可決することにしたいと思っております。これにご異議ございませんか。（「異議なし」の声あり）
 - 議長 金子 廣司 異議なしと認め、本案は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

- ◎ 日程15番 議案第8号 月形町個人情報の保護に関する法律施行条例の制定について
 - 議長 金子 廣司 日程15番 議案第8号 月形町個人情報の保護に関する法律施行条例の制定についてを議題といたします。
提出者の説明を求めます。

令和5年第1回月形町議会定例会 1日目（3月7日）

- 議長 金子 廣司 副町長。
- 副町長 堀 光一 議案書261ページをお開き願います。ただ今、議題となりました議案第8号 月形町個人情報の保護に関する法律施行条例の制定について、ご説明申し上げます。議案第8号は、令和3年5月に個人情報保護法が改正され、地方公共団体の個人情報保護制度についても、改正後の法律が一律に適用されることとなるため、現行の月形町個人情報保護条例を廃止して、法律において委任された事項及び条例で定めることを認められた事項を規定する条例を制定しようとするものであります。条例の概要であります。第3条の個人情報取扱事務登録簿につきましては、現行同様に登録簿を作成し閲覧に供することを規定しております。262ページの第4条から263ページの第6条までは、個人情報の開示請求に関することについて規定をしております。第4条は、開示決定等を行う期限を法で定められている請求があった日から30日以内より短い現行同様の14日以内とすることを規定しております。第5条は、開示請求に係る保有個人情報が著しく大量である場合は、開示請求があった日から44日以内に全てを開示決定等しなくても、相当の部分につき開示決定等をすれば、足りるとする特例を規定しております。263ページ、第6条ですが、開示請求に係る費用負担について規定をしております。現行同様、手数料は無料、個人情報の写しの交付に係る費用は、開示請求者の負担とすることを規定。第7条は、審査会への意見聴取についてで、専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要と認めると限定した場合に、月形町情報公開個人情報保護等審査会に諮問することができることを規定しております。附則であります。第1条 この条例は、令和5年4月1日から施行するものであり、第2条において現行の月形町個人情報保護条例は、廃止をするものであります。経過措置であります。現行条例で規定している罰則規定については、現行条例廃止後も適用される旨を規定しております。以上で説明を終わります。ご審議の程、よろしくお願いいたします。
- 議長 金子 廣司 ただ今、説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑ございませんか。（「質疑なし」の声あり）
- 議長 金子 廣司 質疑なしと認め、以上で質疑を終わります。次に討論を行います。討論ございませんか。（「討論なし」の声あり）
- 議長 金子 廣司 討論なしと認め、以上で討論を終わります。お諮りいたします。議案第8号は、原案のとおり可決することにしたいと思っております。これにご異議ございませんか。（「異議なし」の声あり）
- 議長 金子 廣司 異議なしと認め、本案は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

令和5年第1回月形町議会定例会 1日目(3月7日)

◎ 日程16番 議案第9号 月形町情報公開・個人情報保護等審査会条例等の一部を改正する条例の制定について

○ 議長 金子 廣司 日程16番 議案第9号 月形町情報公開・個人情報保護等審査会条例等の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

○ 議長 金子 廣司 副町長。

○ 副町長 堀 光一 議案書267ページをお開きください。ただ今、議題となりました議案第9号 月形町情報公開・個人情報保護等審査会条例等の一部を改正する条例の制定について、ご説明申し上げます。議案第9号は、今ほど議決をいただきました月形町個人情報の保護に関する法律施行条例を制定し、月形町個人情報保護条例を廃止することに伴いまして、月形町情報公開・個人情報保護等審査会条例等の関係条例におきまして引用しております条文等の改正が必要となるため、条例を制定しようとするものであります。条例の概要であります。月形町情報公開・個人情報保護等審査会条例の一部改正では、第1条は、引用条文の改正、第2条は、審査会委員の任期を国の期間に合わせて2年から3年に延長する改正であります。月形町の公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例の一部改正及び268ページの月形町特定個人情報保護条例の一部改正は、引用条文の改正であります。附則であります。この条例は、令和5年4月1日からの施行であります。第2条の審査会委員の任期を3年に改める規定は、現行委員の任期が令和5年度末までであるため、令和6年4月1日から施行するものといたします。以上で説明を終わります。ご審議の程、よろしくお願いいたします。

○ 議長 金子 廣司 ただ今、説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑ございませんか。(「質疑なし」の声あり)

○ 議長 金子 廣司 質疑なしと認め、以上で質疑を終わります。次に討論を行います。討論ございませんか。(「討論なし」の声あり)

○ 議長 金子 廣司 討論なしと認め、以上で討論を終わります。お諮りいたします。議案第9号は、原案のとおり可決することにしたいと思います。これにご異議ございませんか。(「異議なし」の声あり)

○ 議長 金子 廣司 異議なしと認め、本案は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

◎ 日程17番 議案第10号 月形町篠津開拓婦人ホーム条例を廃止する条例の制定について

○ 議長 金子 廣司 日程17番 議案第10号 月形町篠津開拓婦人ホー

令和5年第1回月形町議会定例会 1日目(3月7日)

ム条例を廃止する条例の制定についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

- 議長 金子 廣司 副町長。
- 副町長 堀 光一 議案書269ページをお開き願います。ただ今、議題となりました議案第10号 月形町篠津開拓婦人ホーム条例を廃止する条例の制定について、ご説明申し上げます。本件につきましては、昨年10月、議会全員協議会におきまして、条例廃止に至る経過や理由等について説明をさせていただいたところではありますが、改めてご説明申し上げます。昭栄地区にあります、公の施設、月形町篠津開拓婦人ホームは、これまで当該地域住民の方の福祉の増進等に寄与する活動拠点としてその機能を担ってきているところではありますが、築50年以上が経過しておりまして、老朽化がかなり進行していることもありまして、今後を見据え、当該施設の機能を本定例会提出議案第11号に係ります旧昭栄小学校を活用した月形町昭栄会館に移転することとしまして、当該施設の用途を廃止するため、条例を制定しようとするものであります。この条例は、令和5年4月1日から施行するものであります。以上で説明を終わります。ご審議の程、よろしくお願いいたします。
- 議長 金子 廣司 ただ今、説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑ございませんか。(「質疑なし」の声あり)
- 議長 金子 廣司 質疑なしと認め、以上で質疑を終わります。次に討論を行います。討論ございませんか。(「討論なし」の声あり)
- 議長 金子 廣司 討論なしと認め、以上で討論を終わります。お諮りいたします。議案第10号は、原案のとおり可決することにしたいと思います。これにご異議ございませんか。(「異議なし」の声あり)
- 議長 金子 廣司 異議なしと認め、本案は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

- 議長 金子 廣司 暫時休憩いたします。(午後 2時25分休憩)
(東出議員 午後 2時25分退室)
- 議長 金子 廣司 休憩前に引き続き会議を再開いたします。(午後 2時26分再開)

- ◎ 日程18番 議案第16号 月形町太陽光発電事業と地域との共生に関する条例の制定について
- 議長 金子 廣司 日程18番 議案第16号 月形町太陽光発電事業と地域との共生に関する条例の制定についてを議題といたします。

令和5年第1回月形町議会定例会 1日目（3月7日）

提出者の説明を求めます。

- 議長 金子 廣司 副町長。
- 副町長 堀 光一 議案書285ページをお開き願います。ただ今、議題となりました議案第16号 月形町太陽光発電事業と地域との共生に関する条例の制定について、ご説明申し上げます。太陽光発電の普及に伴いまして、景観や自然環境の悪化などが全国各地で問題となっている、または、地域とトラブルとなっている事例が散見されております。このような中で、昨年12月、議会全員協議会におきまして条例制定の背景や目的及び条例案について説明をさせていただき、その後、月形商工会やこれまで月形町内におきまして太陽光発電施設を設置した事業者に意見照会をするとともに、パブリックコメント、意見公募を行って参りました。その結果、特段の意見はありませんで、このような経過を経て本議会に議案提出をさせていただいたものであります。改めて条例の要点等について説明をさせていただきます。第1条 目的であります。この条例は、太陽光発電施設が生活環境、景観その他自然環境に及ぼす影響に鑑み、太陽光発電施設の設置及び管理について、基本的かつ必要な事項を定めることにより、太陽光発電事業と地域との共生を図り、地域住民等の安全な生活と本町の環境の保全に寄与することを目的とするものであります。第2条は、基本理念として、太陽光発電事業は、町、事業者、住民その他の地域の関係者の相互の密接な連携の下に、地域の活力の向上及び持続的発展を図ることを旨として行わなければならないこと。また、生活環境、景観その他自然環境への配慮について適正に行わなければならないことを規定しております。286ページ、第4条は、町の責務として本条例に定める目的及び基本理念にのっとり、本条例の適正かつ円滑な運用が図られるよう必要な措置を実施することを規定。第5条は、事業者の責務として事業者は、太陽光発電事業の実施に当たり、関係法令及びこの条例を遵守し、災害を防止し、生活環境、景観その他自然環境に十分配慮し、並びに周辺関係者と良好な関係を保たなければならないことを規定。第6条は、町民等の責務として、町民及び事業区域の土地所有者は、この条例に定める目的及び基本理念にのっとり、町の施策及びこの条例に定める手続の実施に協力するよう努めなければならないことを規定しております。第7条ですが、町長は、太陽光発電事業の実施について特に配慮が必要と認められる区域を抑制区域として指定し、事業者に対し事業区域に含まないように求めることができることを規定し、その抑制区域は、287ページの第8条において規定をしております。

（東出議員 午後 2時30分入室）

なお、第8条第10号の規定による規則で定める区域につきましては、北

令和5年第1回月形町議会定例会 1日目(3月7日)

海道文化財保護条例の規定に基づき、指定された北海道指定有形文化財が所在する土地及びその隣接する土地、そして、同条例の規定に基づき指定された有形民俗文化財及び北海道史跡名勝天然記念物の所在する土地及びその隣接する土地及び月形町文化財保護条例の規定に基づき指定した月形町指定文化財が所在する土地及びその隣接する土地とすることを考えております。太陽光発電施設を設置する場合は、第9条の事前協議から第12条の工事完了の届出までの手続きを義務付けしまして、事業者が太陽光発電事業を行おうとするときは、288ページの第11条に規定する事業計画を設置工事に着手する日の60日前までに町長に届け出なければならず、その届出をしようとするときは、第9条に規定する事前協議と第10条に規定する周辺関係者への説明及び周知を必要としております。289ページ、第14条は、太陽光発電施設を廃止しようとするときの町長への届出について規定。また、第15条は、事業者は、太陽光発電施設等を適正に維持管理しなければならないことを規定。290ページですが、第16条の報告の徴取から291ページの第19条の公表は、町長が必要に応じて行う措置について規定をしております。第20条ですが、この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定めることとします。

附則でございます。この条例の施行期日は、周知期間をおいての令和5年10月1日からとすることを規定しております。以上で説明を終わります。ご審議の程、よろしくお願いいたします。

- 議長 金子 廣司 ただ今、説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑ございませんか。
- 議長 金子 廣司 大釜 登議員。
- 議員 大釜 登 太陽光発電については、私が一般質問をして条例を制定していただいたということで、感謝を申し上げます。
1点、お聞きしたいのですが、この条例の中で、強制力というのか、罰則規定がないのですが、これを設けなかった理由についてお伺いしたいのと、全国でも太陽光発電の条例を制定している自治体もあると思いますが、その自治体の多くが罰則規定等を設けていないのか、その点についてお伺いします。
- 議長 金子 廣司 住民課長。
- 住民課長 藤原 栄一 今、議員からの罰則規定について、でございます。罰則規定につきましては、地方自治法第14条にうたっておりますけれども、第14条第3項でございます。「普通地方公共団体は、法令に特別の定めがあるものを除くほか、その条例中に、条例に違反した者に対し、2年以下の懲役若しくは禁錮、100万円以下の罰金、拘留、科料若しくは没収の刑又は

令和5年第1回月形町議会定例会 1日目（3月7日）

5万円以下の過料を科する旨の規定を設けることができる」ということで、地方自治法では罰則規定を設けられることになっております。この条例につきましては、役場庁内におきましても、先ほど副町長から説明がありました各関係事業所団体、パブリックコメントを経て、その後、庁内の法令審査委員会におきまして、立案の参考書も活用しながら協議を進めてきたところでございます。罰則の必要性の判断ということで、罰則規定を設けるに当たって、条例制定の目的たる公共福祉の実現にとって罰則という強制力の担保が必要かどうかというのは、慎重に検討してきたところでございます。罰則の機能といたしましては、罰則による威嚇力、心理的強制です。もう一つは、それにもかかわらず現実に義務違反が行われたときは、違反者に対して具体的に刑罰を科すること。この2つの機能により、条例上の義務が遵守されるよう実効性を担保するというのが、罰則規定の意義であるとされているところでございます。各自治体の状況でございますけれど、本町では、法令の支援システムを導入して、システムを活用して規定の制定等の事務を進めておりますけれど、この支援システムの検索等を活用しまして、全国では166自治体が太陽光発電の規制に関する規定を設けている状況でございます。このうち、罰則規定を設けている自治体については、7自治体ということで、県では2自治体、市では5自治体ということで全体の4%が罰則規定を設けている状況でございます。この条例の制定に当たりましては、他自治体の類似の法律、条例における刑の程度など均衡等を考慮すべきと考えており、従いまして、今回の本町の条例については、罰則規定は設けずに、条例中の指導、助言、勧告さらには公表をもって条例上の義務の実効性を担保する効果を期待するものでございます。ただし、今後太陽光発電施設の状況あるいは他自治体の状況の変化等がございまして、必要ということがございましたら、その動向によっては見直しの検討も行っていくことになるかなと考えてございます。

- 議長 金子 廣司 大釜 登議員。
- 議員 大釜 登 これからどんどん太陽光発電施設がいろんな所で設置されると思います。廃止の届出の条文を見ると、かなりゆるいような条例になっていますので、これで、事業者が撤退して、その処理ができない場合、土地を貸した方に責任がくると思うので、先ほどの説明では、多くの自治体では罰則規定は設けていないということですが、これからそのようなことも考えられるので、折を見てしっかり、他町村との打合せや勉強をして条例を作っていただきたいと思います。これについてはお願いですので、答弁はいりません。
- 議長 金子 廣司 他に質疑ございませんか。（「質疑なし」の声あり）

令和5年第1回月形町議会定例会 1日目(3月7日)

- 議長 金子 廣司 質疑なしと認め、以上で質疑を終わります。
次に討論を行います。討論ございませんか。(「討論なし」の声あり)
- 議長 金子 廣司 討論なしと認め、以上で討論を終わります。
お諮りいたします。議案第16号は、原案のとおり可決することにしたいと思いを。これにご異議ございませんか。(「異議なし」の声あり)
- 議長 金子 廣司 異議なしと認め、本案は、原案のとおり可決することに決定いたしました。
- 議長 金子 廣司 先ほど、表題を申し上げたときに、議案第16号 月形町太陽光発電事業との共生に関する条例の制定についてと言ったのですが、議案第16号 月形町太陽光発電事業と地域との共生に関する条例の制定についてということで、「と地域」が抜けていましたので、訂正いたします。

- 議長 金子 廣司 暫時休憩いたします。(午後 2時40分休憩)
- 議長 金子 廣司 休憩前に引き続き会議を再開いたします。(午後 2時40分再開)

- ◎ 日程19番 議案第18号 月形樺戸博物館条例の一部を改正する条例の制定について
- 議長 金子 廣司 日程19番 議案第18号 月形樺戸博物館条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。
提出者の説明を求めます。
- 議長 金子 廣司 副町長。
- 副町長 堀 光一 議案書303ページをお開き願います。ただ今、議題となりました議案第18号 月形樺戸博物館条例の一部を改正する条例の制定について、ご説明申し上げます。議案第18号は、月形樺戸博物館を構成する施設を、現在の実態に合わせて明確にするとともに、博物館の機能を拡充するため、条例の一部を改正しようとするものであります。改正の内容であります。月形樺戸博物館は、現在樺戸博物館本館と称しております施設とそれまでの北海道行刑資料館を旧樺戸集治監本庁舎としている施設、この2つの施設をもって平成8年に設置開館されておりますが、実態としては、樺戸博物館本館と連絡通路で結ぶ月形町農業研修館を含め3つの施設を月形樺戸博物館として一体的に管理運営を行っております。このため、このような実態に合わせ、樺戸博物館を構成する施設を条例で明確に位置付けた上で、施設管理をしていくため、新たに博物館に置く施設として3施設を条例に規定するものであります。なお、第3条第3号の月形樺戸博物館別館は、現在

令和5年第1回月形町議会定例会 1日目（3月7日）

の月形町農業研修館のことです。また、博物館の機能を拡充するため、博物館が行う事業の規定に、他の博物館と連携し、及びこれからの研究活動に協力することを加えるものであります。附則であります。この条例の施行は、令和5年4月1日からとするものであります。また、月形町農業研修館設置及び管理に関する条例は、これをもって廃止をするものであります。以上で説明を終わります。ご審議の程、よろしくお願いいたします。

- 議長 金子 廣司 ただ今、説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑ございませんか。（「質疑なし」の声あり）
- 議長 金子 廣司 質疑なしと認め、以上で質疑を終わります。次に討論を行います。討論ございませんか。（「討論なし」の声あり）
- 議長 金子 廣司 討論なしと認め、以上で討論を終わります。お諮りいたします。議案第18号は、原案のとおり可決することにしたいと思います。これにご異議ございませんか。（「異議なし」の声あり）
- 議長 金子 廣司 異議なしと認め、本案は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

- 議長 金子 廣司 暫時休憩いたします。（午後 2時44分休憩）
- 議長 金子 廣司 休憩前に引き続き会議を再開いたします。（午後 2時55分再開）

- ◎ 日程20番 令和5年度町政執行方針、日程21番 令和5年度教育行政執行方針
- 議長 金子 廣司 日程20番 令和5年度町政執行方針、日程21番 令和5年度教育行政執行方針を一括議題といたします。
- 議長 金子 廣司 最初に、令和5年度町政執行方針の説明を求めます。
- 議長 金子 廣司 町長。
- 町長 上坂 隆一 町政執行方針を朗読説明する。

- 議長 金子 廣司 暫時休憩いたします。（午後 3時44分休憩）
- 議長 金子 廣司 休憩前に引き続き会議を再開いたします。（午後 3時50分再開）

- 議長 金子 廣司 続いて、令和5年度教育行政執行方針の説明を求めます。
- 議長 金子 廣司 教育長。
- 教育長 古谷 秀樹 教育行政執行方針を朗読説明する。

令和5年第1回月形町議会定例会 1日目（3月7日）

- 議長 金子 廣司 以上で執行方針の説明を終わります。

- ◎ 日程22番 議案第11号 月形町昭栄会館条例の制定について、日程23番 議案第12号 月形町総合振興計画等審議会条例の制定について、日程24番 議案第13号 月形町商工振興事業補助金交付条例の一部を改正する条例の制定について、日程25番 議案第14号 月形町地域公共交通活性化協議会設置条例の一部を改正する条例の制定について、日程26番 議案第15号 月形町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について、日程27番 議案第17号 月形町道路占用料条例の一部を改正する条例の制定について、日程28番 議案第19号 町道路線の認定について、日程29番 議案第23号 令和5年度月形町一般会計予算、日程30番 議案第24号 令和5年度月形町国民健康保険事業特別会計予算、日程31番 議案第25号 令和5年度月形町農業集落排水事業特別会計予算、日程32番 議案第26号 令和5年度月形町介護保険事業特別会計予算、日程33番 議案第27号 令和5年度月形町後期高齢者医療特別会計予算、日程34番 議案第28号 令和5年度国民健康保険月形町立病院事業会計予算

- 議長 金子 廣司 日程22番 議案第11号 月形町昭栄会館条例の制定について、日程23番 議案第12号 月形町総合振興計画等審議会条例の制定について、日程24番 議案第13号 月形町商工振興事業補助金交付条例の一部を改正する条例の制定について、日程25番 議案第14号 月形町地域公共交通活性化協議会設置条例の一部を改正する条例の制定について、日程26番 議案第15号 月形町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について、日程27番 議案第17号 月形町道路占用料条例の一部を改正する条例の制定について、日程28番 議案第19号 町道路線の認定について、日程29番 議案第23号 令和5年度月形町一般会計予算、日程30番 議案第24号 令和5年度月形町国民健康保険事業特別会計予算、日程31番 議案第25号 令和5年度月形町農業集落排水事業特別会計予算、日程32番 議案第26号 令和5年度月形町介護保険事業特別会計予算、日程33番 議案第27号 令和5年度月形町後期高齢者医療特別会計予算、日程34番 議案第28号 令和5年度国民健康保険月形町立病院事業会計予算、以上、13議案につきましては、関連がありますので、一括議題といたします。
提出者の説明を求めます。

- 議長 金子 廣司 副町長。

- 副町長 堀 光一 ただ今、議題となりました議案について、ご説明申

令和5年第1回月形町議会定例会 1日目（3月7日）

上げます。議案第23号 令和5年度月形町一般会計予算、議案第24号 令和5年度月形町国民健康保険事業特別会計予算、議案第25号 令和5年度月形町農業集落排水事業特別会計予算、議案第26号 令和5年度月形町介護保険事業特別会計予算、議案第27号 令和5年度月形町後期高齢者医療特別会計予算、議案第28号 令和5年度国民健康保険月形町立病院事業会計予算につきましては、町政執行方針でその大要を申し上げておりますが、一般会計、4特別会計、1事業会計合わせて6会計につきましては、ご提案をさせていただきます。また、予算に関連します議案第11号 月形町昭栄会館条例の制定について、議案第12号 月形町総合振興計画等審議会条例の制定について、議案第13号 月形町商工振興事業補助金交付条例の一部を改正する条例の制定について、議案第14号 月形町地域公共交通活性化協議会設置条例の一部を改正する条例の制定について、議案第15号 月形町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について、議案第17号 月形町道路占用料条例の一部を改正する条例の制定について、議案第19号 町道路線の認定についての7つの議案につきましても合わせてご提案させていただきますのものでありますので、ご審議の程、よろしくお願いいたします。

- **議長 金子 廣司** 説明が終わりました。お諮りいたします。ただ今、上程されました、令和5年度各会計予算及び予算関連議案の審査については、議長を除く全員で構成する予算特別委員会を設置し、これに付託して審査することにしたいと思っております。

これにご異議ございませんか。（「異議なし」の声あり）

- **議長 金子 廣司** 異議なしと認め、令和5年度各会計予算の関連議案として議案第11号から議案第15号、議案第17号及び議案第19号の7議案、令和5年度各会計予算として議案第23号から議案第28号までの6議案、合わせて13議案については、議長を除く全員で構成する予算特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定いたしました。

- **議長 金子 廣司** お諮りいたします。3月8日から3月13日までは、会議規則第10条第1項及び同条第2項の規定により休会とし、3月15日から、令和5年度の各会計予算の審議のため、予算特別委員会が終了するまで、休会にしたいと思っております。

これにご異議ございませんか。（「異議なし」の声あり）

- **議長 金子 廣司** 異議なしと認め、3月8日から3月13日までは、会議規則第10条第1項及び同条第2項の規定により休会とし、3月15日から、令和5年度の各会計予算の審議のため、予算特別委員会が終了するまで、休会することに決定いたしました。

令和5年第1回月形町議会定例会 1日目（3月7日）

- 議長 金子 廣司 暫時休憩いたします。 (午後 4時26分休憩)
- 議長 金子 廣司 休憩前に引き続き会議を再開いたします。
(午後 4時40分再開)

- 議長 金子 廣司 この際、報告いたします。先ほど設置しました予算特別委員会の委員長に大釜 登議員、副委員長に堀 広一議員が互選されたので報告いたします。

- 議長 金子 廣司 以上で本日の日程は全て終了いたしました。
本日は、これをもって散会いたします。
なお、3月14日の本会議は、午前10時00分から再開し、一般質問を行います。
(午後 4時40分散会)